

第二章 税の変遷

第一節 税の変遷

税はその時代時代の発達や環境によりいろいろと変化している。古代における支配者への穀物の貢納(租)、穀物以外の物の貢納(調)、労力の提供(役)とがあった。

明治維新には地租改正により、現物納付から貨幣納付することが全国的に統一され、この実施は明治十四年までに改まり、税は地租であったが、十四年以降に酒税が加わるなど間接税が地租を大きく上回るようになった。

北海道にあつては開拓途上にあつたので、税の賦課は当初にはなく、むしろ国の手厚い政策のもとに開発されていたのであるが、明治二十三年度から国税徴収となつてゐる。ちょうど滝川村開村の年のことである。

官報 第一九七七号 明治二十三年二月四日

法律

北海道及町村制ヲ施行セル島嶼ノ国税徴収ノ件裁可公布

(明治二十三年四月一日施行)

大蔵省訓令 第二〇号 明治二十三年三月一日

同右の件について施行を示達される。

第二章 税の変遷

滝川村における地租については、さきの「戸長役場時代」の項に記載のとおりである。

税は国税・地方税(道賦課税と市町村税)に大別することができる。市では必要経費は市有財産から生ずる収入などで賄い、不足分を賦課徴収するということが望ましいが、実際は財源を市民からの負担となるのである。

明治三十二年九月一日、内務省告示第九六号により「北海道区制及び町村制中直接税間接税ノ類別」が制定されたが、これも明治十三年五月、三十四年四月、三十五年三月、三十九年七月と改正され、さらに大正三年十二月内務省告示第七八号、同八〇号改正によるものは次のとおりである。

北海道区制第一百七条北海道一級町村制第二百二十三条及北海道二級町村制第七十条直接間接税ノ類別ハ左ノ諸税ヲ以テ直接税トシ其ノ他ハ間接税トス但シ各区町村ニ於テ特ニ徴収スルモノハ北海道庁長官ノ稟申ヲ以テ之ヲ定メ其ノ直接税トスヘキモノハ北海道庁長官ヲシテ管内ニ告示セシム

国 税 地租・所得税(所得税法第三条第一項第二種ノ所得中)營業(無記名債券ノ所得ニ係ル所得税ヲ除ク)

税・鉱業税・砂鉱区税・売業營業税・取引所營業税

北海道地方税

戸数割・家屋税・營業税・雑種税・反別割・水産税

区町村税

直接国税附加税・直接北海道地方税附加税・戸別割(町村税)・反別割(宅地割・耕地割ヲ含ム)

この制定があつてから数年後の明治三十九年四月一日、滝川村に二級町村制が施行され、同年八月十七日許可、同月二十一日滝川村規則第七号による「附加税賦課徴収規則」が定められた。

滝川村附加税賦課徴収規則

第一条 本村ニ於テ左ノ直接国税及直接地方税ヲ納ムル者ニ對シテニ掲ゲル科

第六編 財 政

目ニ依リ附加税ヲ賦課ス

国 税

所得税 所得税割 營業税 国税營業税割

地方税

戸数割 戸別割 營業税 地方税營業税割

雜種税 地方税雜種税割

第二条 附加税ノ課率ハ毎年度歳入出予算ヲ以テ之レヲ定ム

第三条 附加税ハ本税ノ納期ニ於テ本税ヲ納ムルモノヨリ之レヲ徴収ス

第四条 追加ニ係ル附加税賦課徴収期日ハ其時々町会ノ決議ニ依リ別ニ之レヲ定ム

第五条 附加税ハ本税ニ異動ヲ生ジタルトキハ追徴又ハ還付ス

附 則

第六条 本規則ハ明治三十九年度ヨリ施行ス 但第三条ノ期日ヲ經過シタル三十九年度ノ賦課及納期日ハ町長適宜之レヲ定ム

大正八年十月九日に第一条中国税に鈷業税・鈷業税割を加える一部改正を行っているが、この規則により賦課徴収を行い、「町税其他の滞納者督促及び手数料規則」も三十九年九月二十日許可を得て公布施行となつている。

また大正十年五月二十一日町規則第一号をもつて次の規則を公布している。

間接地方税附加税賦課徴収規則

第一条 本町ニ於テ左ノ間接地方税ヲ納ムル者ニ対シ其ノ下ニ掲クル科目ニ依リ附加税ヲ賦課徴収ス

一、遊 興 税 遊興税割

第二条 遊興税割ノ課率ハ毎年度町会ノ議決ニ依リ之レヲ定ム

第三条 地方税遊興税賦課徴収規則ニ於テ指定シタル徴収義務者ハ遊興税割ノ徴収義務者トス

第四条 (略)

第五条 徴収義務者ノ払込金ニ対スル交付金ハ四月ヨリ九月迄ノ分ヲ其ノ年十

月ニ於テ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ翌年四月ニ於テ之ヲ交付ス但シ營業ヲ廢止シタルトキハ其ノ時々之ヲ交付ス

第六条 前数条ニ定ムルモノヲ除クノ外ハ附加税賦課徴収規則ノ例ニ依ル

附 則

本規則ハ発布ノ日ヨリ施行ス

この当時の町村条例の設定は内務大臣の許可を受けることになつており、税について特別税の新設や変更及び直接国税二分の一を超える附加税を賦課する場合は内務大臣及び大蔵大臣の許可を受けることが必要であつた。

滝川町における町制初期の税取扱額及び大正年代の数年間を表にすると次のとおりである。

種 別	年 度		国 税		地 方 税		町 税	
	年 度	種 別	数	一戸平均	数	一戸平均	数	一戸平均
明治四三年	同	總	七、八四五五・三八	六、〇七四四・一六	一五、〇五八一・〇三	一	一五、〇五八一・〇三	
		円	八、六六八五・七八	八、四七九五・六五	一八、二四五二・一六	一	一八、二四五二・一六	
同 四四年	同	總	八、六六八五・七八	七、六〇三四・六一	一九、〇五〇一・五五	一	一九、〇五〇一・五五	
		円	三、四一六・二七	七、六〇三四・六一	一九、〇五〇一・五五	一	一九、〇五〇一・五五	
大正 元年	同	總	一〇、三四一六・二七	八、六三三五・〇三	一九、八四六	九・六二	一九、八四六	
		円	一、七四六・五三	八、六三三五・〇三	一九、八四六	九・六二	一九、八四六	
同 六年	同	總	一、七四六・五三	八、六三三五・〇三	一九、八四六	九・六二	一九、八四六	
		円	四、〇五九・六二	八、六三三五・〇三	一九、八四六	九・六二	一九、八四六	
同 一〇年	同	總	四、〇五九・六二	八、六三三五・〇三	一九、八四六	九・六二	一九、八四六	
		円	四、〇五九・六二	八、六三三五・〇三	一九、八四六	九・六二	一九、八四六	
同 一四年	同	總	四、〇五九・六二	八、六三三五・〇三	一九、八四六	九・六二	一九、八四六	
		円	四、〇五九・六二	八、六三三五・〇三	一九、八四六	九・六二	一九、八四六	

大正十四年に国税が整理され、翌十五年三月新たに地方税に関する法律を制定するとともに、地方税制限に関する法律を改正した。

これは昭和二年度から実施されたが、所得税附加税を廃止して家屋税附加税・特別税戸数割を新設、国税營業税附加税に代わつて營業收益税附加税を設け、また地方税附加税の營業税及び雜種税などの課税率が調整されたものである。

金庫税	三	三〇基	複柱 第一種二類
畜犬税	六	三〇基	鉄塔 第三種
備人税	三	六個	一種八、二種二、三、種八、四種五、五種二、六種一、七種一、八種一、一種六頭、二種二〇頭
備婦税	三	四名	第一種
不動産取得税	二	三七	酌婦
興行税	一	四〇	女給
		四〇	仲居
		一〇〇、三〇〇	
		四〇〇	三等地

昭和十四年度国税

營業收益税	六七九	租	一、五四	雜地租	六	乙種資本	三三
宅地租	二七五	田	三三	所得	三、九	個人臨時	七七
						利得税	

昭和十四年度地方税

特別地租	三三〇	所得稅附加稅	三、五三	營業	一、八五	家屋	六、一〇
地租附加稅	三、八七	營業收益稅附加稅	五、〇〇	反別割	五、〇〇	雜種	二、五三
特別地租	三三〇	所得稅附加稅	三、五三	營業	一、八五	家屋	六、一〇

昭和十五年度から実施された新税法の要点は次のとおりである。

- 一 地租、家屋税及び營業税を道府県及び市町村の独立財源とし、その課税方法は、還付税及び付加税の併用とする。
- 二 市町村戸数割を廃止し、負担分担の精神を地方税制上に存置するため、新たに市町村民税を設定する。
- 三 雜種税及び市町村特別税等を整理する。
- 四 目的税制度を整備拡充する。
- 五 地方配付税は、国税所得税、法人税、遊興飲食税及び入場税の一部をもつ

てこれにあて、地方公共団体の課税力及び財政需要を基準として配付し、その經理は国の特別会計で行い、年度間収入の調整をはかるように考慮する。というもので、この税目は次のとおりであり、終戦までこの制度が続いた。

1 国税附加税

- (1) 地租附加税 地租設定の土地について国税を標準として課税した。
- (2) 家屋税附加税 家屋税を標準として課税した。
- (3) 營業稅附加稅 營業者の純益に対する国税を標準として課税した。
- (4) 鈷區稅附加稅 鈷區稅を標準として課税した。

2 地方稅附加稅

- (1) 反別稅附加稅 地租の設定されていない土地に賦課される地方税（道税）を課税標準とした。
- (2) 自動車稅附加稅 地方稅の自動車稅を標準として課税した。
- (3) 電柱稅附加稅 地方稅の電柱稅を標準として課税した。
- (4) 不動産取得稅附加稅 不動産取得稅を標準として課税した。
- (5) 狩獵者稅附加稅 狩獵免許を有する者に課せられる地方稅を標準として課税した。

3 獨立稅

- (1) 村民稅 資力及收入に依り等級を査定して課税した。
- (2) 自転車稅 自転車所有者に課税した。
- (3) 金庫稅 金庫所有者に対し課税した。

4 目的稅

- (1) 水利地益稅 沿岸道路により利益を受ける地域に対し反別割を以て賦課した。

以上が昭和十五年に改正された税目であるが、太平洋戦争の激化とともに国民の負担は増大し、終戦までには次の税目が追加設定された。

2 の地方稅附加稅には

- (7) 電話加入権税附加税
 - (8) 家畜税附加税
- 3の独立税には
- (4) 荷車税
 - (5) 馬糞税
 - (6) 特別事業税

終戦後は戦時体制から平和経済への気運に応じて、地方自治制度の強化を計るための財源の確保、調整のため二十一年九月にいたって税率の引上げと、新たにミシン税・電動機税などの独立税を設けた。

昭和二十二年地方自治法の制定に伴い、税制も改正されたが要点は

- 一 還付税制度を廃止して、地租・家屋税・営業税を道府県の独立税とする。
- 二 国税遊興飲食税を廃し、道府県の独立税とする。
- 三 市町村民税の制限額引上げと法定独立税を拡張する。

その他配付税は地方分与税法を改称された。

その時設定された税目は

- 1 道税附加税
 - (1) 地租附加税
 - (2) 家屋税附加税
 - (3) 芸妓税附加税
 - (4) 電話加入権税附加税
 - (5) 遊興飲食税附加税
 - (6) 営業税附加税
 - (7) 電柱税附加税
 - (8) 鋳区税附加税
 - (9) 不動産取得税附加税
 - (10) 家畜税附加税
 - (11) 自動車税附加税
 - (12) 狩猟者税附加税
 - (13) 木材取引税附加税
 - (12) 狩猟者税附加税
- 2 独立税
 - (1) 村民税
 - (2) 養蜂税
 - (3) 犬税
 - (4) 原動機税
 - (5) 自転車税
 - (6) 広告税
 - (7) 馬糞税
 - (8) 荷車税
 - (9) ミシン税
 - (10) 金庫税
 - (11) 特別営業税
 - (12) 特別家畜税
 - (13) 土地利用税
- 3 目的税
 - (1) 水利地益税 (反別割)

以上昭和二十二年改正当時の税目であるが、その後屢々改正をみ

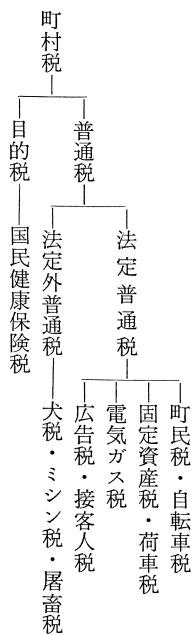
第二章 税の変遷

て次のような税目が追加された。

- 1 道税附加税
 - (14) 電気ガス税附加税
 - (15) 入場税附加税
 - (16) 酒消費税附加税
 - (17) 家畜移出税附加税
 - (18) 建物改修税附加税
 - (19) 余裕住宅税附加税
 - (20) 貸席利用税附加税

ついで二十三年には地方自治権確立の方針によって地方税法の改正、地方配付税法の制定を行ってきたが、翌二十四年五月米国シャープ税制使節団の来日があり、同年八月二十六日同税制勧告概要の発表があった。使節団はドッジ氏による経済安定計画を前提として少くとも数年間変更を必要としない税制の確立、現行税制の不公平の除去とともに脱税の防止、地方自治充実のため地方財政の強化、税務行政の改正、納税者と執行者調整、とくに納税者の立場を擁護するために訴訟権の道を開くなどの諸点に留意したものであった。

この税制は通称シャープ税制といわれ昭和二十五年七月三十一日に公布されたが滝川町でも同年八月一日旧町税条例を全面的に改正することになった。町村の税構成は次のとおりとなった。



シャープ勧告による町村税額の変化を示すと、次表のとおりである。

昭和二十四年度(勧告前) 独立税

滝川町 江部乙村

税種	調定額	収入額	税種	調定額	収入額
町民税	一五、六三〇、五八〇円	三、四四、六五五円	村民税	五、四六、三三四円	四、九一、〇〇六円
自転車税	七三、〇九一	六、六、五三	自転車税	一四、五五三	一四、二〇三
荷車税	三三、二七	三、三、三〇	荷車税	一三、〇〇〇	一六、八五
金庫税	四、二〇〇	四、六〇〇	金庫税	三、四八〇	三、四八〇
屠畜税	二九、二九〇	二九、二九〇	広告税	四、八三〇	四、八三〇
広告税	六、九一九	四、九三三	接客人税	〇	〇
接客人税	一〇、一〇〇	一〇、〇〇〇	馬櫓税	八、〇〇〇	八、〇〇〇
使用人税	九、〇〇〇	八、五〇〇	ミンシンの税	四、〇〇〇	四、一〇〇
犬税	一七、五三三	一五、六六六	特別家畜税	四、三六〇	四、三六〇
馬櫓税	二九、五五〇	三六、五五〇	土地利用税	五、〇〇〇、九	三、七、五五四
特別事業税	六、〇八五	三、七三	犬税	六、四九	六、一九
娯楽施設税	五、二〇〇	五、二〇〇			
ミンシンの税	三、七、一七	三、三、三三			
コークス炉税	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇			
特別家畜税	一五、一五〇	一四、四六			
計	一、五七、八三三	一、五八、五三三	計	六、三六、二五	五、八五、七四

昭和二十五年(勧告後) 普通税・法定外普通税

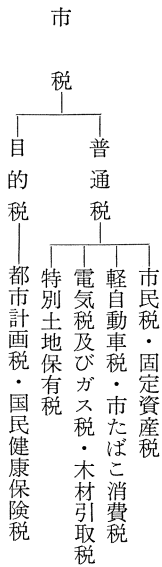
税目	調定額	収入額	税目	調定額	収入額
町民税	三、五三、五八六円	一、八五、四四〇円	村民税	四、八元、四〇	四、四六、六二〇円
固定資産税	一、五、五〇〇、〇〇〇	一〇、三、五〇〇	固定資産税	三、四六、六四〇	三、三、六、六六
自転車税	六、一、五五五	六、〇、一七一	自転車税	二、九、五〇	二、八、〇〇〇
荷車税	四、六、六三三	四、六、六三三	荷車税	五、四、四〇〇	五、五、五〇〇
電気ガス税	一、三、一、六四	一、三、一、六四	電気ガス税	三、〇〇、一〇元	三、〇〇、一〇元
広告税	二、五、〇〇三	一、六、六四七	広告税	四、一七〇	四、一七〇
接客人税	三、〇、一五〇	一、三、三〇	接客人税	一、〇〇〇	一、〇〇〇
屠畜税	三、五、〇〇〇	三、〇、三〇〇	ミンシンの税	五、七、五〇	五、三、三五
犬税	三、八、八〇〇	二、六、四〇〇	犬税	八、五、〇	八、三、七〇〇

ミンシンの税	三、二、二五	二、五、七〇
計	四、九、七、九五	三、四、六、五二
計	六、四、五、六三	八、七、五、〇五

翌二十六年三月地方税法の一部が改正されたが、これは再度来日したシャープ税制使節団の勧告によるもので、「市町村民税法人割を設け、給与所得の特別徴収を認め、固定資産税の使用課税を廃止し、国民健康保険税を設け、法人事業税の申告納付制度を採用する。国税と地方税の徴収順位を同順位とする。」というものである。

さらに二十七年、二十九年と地方独立財源の充実のため一部改正され、滝川でも二十九年七月十七日町税条例を改正し、たばこ消費税新設の議決が行われ、また二十八年に水利地益税、三十三年には自転車荷車税を廃止して、軽自動車税の新設があった。

昭和三十七年固定資産の評価基準の適正化、四十三年度自動車取得税の新設、四十四年宅地開発税の新設、四十八年特別土地保有税の新設などの地方税法の一部改正があり、現在の滝川市税構成は次のとおりである。



第二節 税制の推移

税制の推移についてはしだいに複雑多岐にわたる改正が行われているが、大正十五年以来の主な内容を記述すると次のとおりである。

大正十五年地方税制限に関する法律の改正

政府は地方税制限に関する法律の改正を行うとともに、新たに地方税に関する法律を制定した。その内容は次のとおり。

- 一 道府県税として家屋税を設け、市町村はこれに対する付加税を設ける。
- 二 戸数割は市町村税とする（北海道地方税においては戸数割が廃止された）。
- 三 営業税及び雑種税の税目を整理する。
- 四 道府県税は特別地方税を設け、市町村はこれに付加税を設ける。
- 五 国税営業税が廃止されて営業収益税となったので、付加税を改めるとともに、市町村付加税を引下げる。
- 六 市町村の所得付加税は原則として廃止し、道府県税付加税の制限を引上げる。
- 七 地租の課税標準は土地の賃貸価格に改められた。

昭和十五年の税制改正

戦時体制に適応する国税、地方税の全面的改正が行われ、地方税の改正に伴って分与税制度が創設された。この新体制の要点は次のとおりである。

- 一 鉱区税及び営業税を国税として、この二税に対して道府県税及び市町村税に標準率による付加税を定め、従来の制限率観念をすてた。
- 二 地方税中の所得税付加税、取引営業税付加税を廃止した。
- 三 地方税中特別反別割営業税雑種税が廃止になり、従来の雑種税及び市町村

- 特別税中の適当な課目を道及び市町村の独立税とした。
- 戸数割を廃止した。
- 五 市町村民税を創設した。
- 六 目的税制度を拡張した。
- 七 還付税及び配付税をもって、地方分与税を創設した。
- 八 配付税は所得税、法人税、入場税、遊興飲食税の一定の割合とした。

昭和十七年の税制改正

地方税付加税であった家屋税付加税が、国税付加税に改められた。

昭和二十一年の税制改正

地方財政の自主性、財源の強化、財政の調整強化を目標として税率の引上げ、町民税賦課制限額の拡張、配付額の分与方法の改正が行われ、道税付加税の電話加入権税付加税、家畜税付加税、木材取引税が新設され、独立税として選炭機税が新設された。

昭和二十二年の税制改正

地方財源の充足、自主的的地方財政の確立、税種間負担不均衡の是正、地方財政調整の適正化を目標として、

- 一 還付税制度を廃止して、地租税、家屋税、営業税、鉱区税を道府県の独立税とする。
 - 二 遊興飲食税を道府県の独立税とする。
 - 三 道府県民税及び市町村民税の制限額を引下げる。
 - 四 法定独立税を拡張する。
 - 五 配付税を地方分与税と改め、その額を増額するなどによって、国税付加税の地租税、家屋税、営業税、鉱区税は廃止されて道税付加税となり、道税付加税はさらに軌道付加税、遊興税付加税、電気ガス税、原動機税付加税が新設され、従前の反別割付加税、ラジオ税付加税は廃止されている。
- 独立税として、荷車税、広告税が新設された。

昭和二十三年の税制改正

地方自治権確立の方針によって、地方財政自主化の徹底をはかり、当時の経済状況にに応じて地方税制度を確立するために改正を行い、財源を拡張しインフレに対応して増収をはかったのである。

地方財政に対する国の監督権が縮小されたので、その結果営業税は事業税と改称されて、その付加税が新設されたほか、特別所得税、鉱産税、入場税、酒消費税、貸席利用税、余裕住宅税、建物改修税、家畜移出税が新たに道税付加税として設けられ、従来の家畜税は廃止された。

独立税においては、給仕人税、傭人税が廃止されて使用人税、接客人税が新設され、その結果、昭和二十三年度の町税は相当の増額となっている。

昭和二十四年の税制改正

経済九原則により収支の均衡を保ち、経済再建と国民生活の安定を期して負担の合理化をはかり、地方財政の経常的財源を確保するために、税法の一部が改正された。そして道税付加税として営業税付加税が新設され、独立税において畜犬税が新設された。また町民税、自転車税、金庫税、広告税、接客人税はそれぞれ課税標準が引上げられ選炭機税を廃止した。昭和二十四年九月に、税法系の根本的改革を意図したシャープ勧告が行われ、この制度は翌二十五年度から、全面的に実施されることになった。

昭和二十五年の税制改正

従来は地方自治体の自主財源は非常に少なく、常に国庫補助に依

存していた。したがって地方自治体に対しての国の干渉支配は避けられなかったが、これに対してシャープ勧告による税制改革は、国税制度の改革とともに地方税制を確立し、国民の負担を軽減し、その均衡をはかったのである。その要点は次のとおり。

- 一 地方配付税制度、国庫補助金制度を廃止して新たに平衡交付金制度を設け、地方財力と需要額とのバランスをはかることにした。
- 二 地方税全般にわたって負担の合理化、均衡化をはかり、このために財産課税の重課、流通課税の整理、消費課税の軽減、所得課税の増加、事業課税の軽減、雑税の整理などを行った。
- 三 都道府県と市町村税とを完全に分離した。
- 四 有力な直接税を市町村税として収入強化を計った。

昭和二十六年の税制改正

- 一 市町村民税法人税割の新設、特別徴収制度の創設
- 二 国民健康保険税の新設
- 三 固定資産の評価基準、評価の実施方法及び手続きが示された。

昭和二十七年の税制改正

- 一 漁業権税、広告税、接客人税の廃止
- 二 専売公社、国有鉄道、電々公社の事業以外の自転車、荷車にも課税
- 三 新設の発電施設に対する固定資産税の軽減

昭和二十八年の税制改正

- 一 国有鉄道、専売公社、電々公社、放送協会などの事業用資産以外の固定資産に対する課税の新設

昭和二十九年の税制改正

- 一 道府県民税の新設
- 二 付加価値税未実施のまま廃止と事業税の永續決定
- 三 たばこ消費税の新設
- 四 不動産取得税の新設
- 五 市町村に対する大規模償却資産の課税制限（昭和三十年度から実施）

- 六 固定資産の税率の引下げ
- 七 自動車荷車税の併合と月割課税復活

昭和三十年の税制改正

固定資産評価事務の簡素適正化をはかる趣旨を含め、固定資産税の負担の安定化及び経済事情に即応した基準年度据置年度の制度が定められた。

昭和三十一年の税制改正

「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」が制定されて日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電々公社所有の固定資産を対象として交付金が出されることになった。

昭和三十六年の税制改正

地方税の自主性の強化のため、その課税方式を本文、ただし書きの二方法に統合簡素化する。その実施は昭和三十七年度からである。

昭和三十七年の税制改正

全国に共通する固定資産の評価の適正均衡をはかるため、市町村の行う評価については、評価基準に準じて評価する方法に改められた。自治大臣の定める固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならないものとされた。

昭和三十八年の税制改正

固定資産の新評価の基準と評価の実務及び手続きが定められ、昭和三十九年度の固定資産税から適用する。

昭和三十九年の税制改正

- 一 住民税における課税方式の統一

- 二 固定資産税における新評価の採用にとまない、漸定的負担調整措置並びに住宅政策その他の合理化措置、電気ガス税の負担軽減などを含めた内容とする。

固定資産新評価制度の実施に伴い、昭和三十九年度から昭和四十年年度までの間は田又は畑の税額を、昭和三十八年度の課税標準額に税率を乗じて得た額を超えないものとし、また田畑以外の土地の税額は昭和三十八年分の課税標準額の一・二倍の額に税率を乗じて得た額を超えないものとされている。

昭和四十年の税制改正

- 一 個人住民税の非課税範囲の拡大、生命保険料控除の内容について、法文上明確に規定する。
市町村住民税の所得割の課税方式、税率などについての改正、賦課制限、配当所得の源泉選択課税についての住民税における取り扱いなどの規定が整備された。
- 二 法人税割の税率の引上げ
- 三 個人事業税の事業主控除額の引上げ、事業主が死亡した場合の申告期限の延長、所得税法の改正に伴う規定が整備された。
- 四 法人事業税の改正は、法人住民税の改正に基づき整備された。
- 五 不動産取得税については、分譲住宅及びその土地を譲与などの非課税の範囲が拡大されるとともに、課税の特例が新設された。事業協同組合などに対する税の免除について改正
- 六 自動車税について、税率の引上げ、徴収方法の合理化、証紙徴収の採用みなす課税制限の採用などの改正により、事務の簡素化がはかられた。
- 七 鉱区税について砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区についての規定の整備、みなす試掘権に対する鉱区税の課税対象の改正
- 八 軽自動車税率の引上げ（営業用の普通乗用車並びに観光貸切用のバス）、その他の軽自動車については、税率はすえ置くこととされた。
- 九 電気ガス税については非課税の範囲が拡大されるとともに、免税点を引上げた。

一〇 固定資産税について、非課税又は課税標準の特例の適用範囲が拡大された。

昭和四十一年の税制改正

一 個人の住民税については、その負担の軽減合理化をはかるため各種控除の引上げが行われた（配偶者控除の創設を含む）。

二 法人税の税率の引下げに伴う法人の住民税の減収を回避するため、標準税率と制限税率の引上げをする。

三 事業税、事業主控除などの引上げが行われ、事業専従者控除額を青色申告者・白色申告者共に引上げる。

四 料理飲食等消費税の改正は免税点の引上げと、奉仕料の課税除外の措置を講じた。

五 鉱区税の改正は、石油及び可燃性天然ガスの鉱区税の税率は現行の三分の二に引下げた。

六 電気ガス税の製氷冷蔵及び凍結のため使用する電気については、電気ガス税の非課税の範囲が拡大された。

七 不動産取得税の非課税、又は課税標準の特例の適用範囲の拡大

八 固定資産税の非課税、又は課税標準の特例の適用が拡大されるとともに、土地に対する固定資産税の負担調整率が新設され、都市計画についても、固定資産税と同一の負担調整率が新設された。

昭和四十二年の税制改正

一 住民税の個人、各種控除額の引上げと非課税限度額の引上げ、租税特別措置の排除規定の整備と申告手続きが簡素化された。

二 法人の均等割の税率が引上げられた。

三 事業税の事業主控除などの引上げが行われ、事業専従者控除限度額の引上げ、個人事業税の申告手続の簡素化、農業協同組合連合会が行う医療事業の所得算定の特例と、厚生年金基金などから収入する保険料の収入、保険料からの控除などの改正

四 不動産取得税の産地地域振興事業団の工場用建物の取得を非課税、中小企業など、協同組合の取得に対する免除、開拓農地などの取得についての非課税及び農地の交換分合による、土地の取得についての課税標準の適用期限の

延長などの改正

五 市町村たばこ消費税の税率引上げ。

六 軽油引取税の元売業者の範囲の整備、保全担保の創設、特別徴収義務者の取消し、所有者課税の新設などの改正

七 電気ガス税の非課税の範囲が拡大され、ガスの免税点の引上げなどの改正

八 固定資産税の課税標準の特例と非課税の範囲の拡大、区分所有にかかわる新築住宅に対する固定資産税の軽減措置

昭和四十三年の税制改正

一 住民税の修正申告などにかかわる徴収猶予の規定が設けられ、課税標準

額、延滞金及び各種加算金などの端数計算について、計算の簡略化をはかるため、国税と同一の取扱いとするよう改正。租税特別措置法については、前

年一部改正された規定の整備と控除対象配偶者や扶養親族の範囲の拡大、障害者などの非課税範囲の引上げ、小規模企業共済掛金控除制度が新設され

た。また生命保険料控除の控除限度額の引上げなどの改正や、退職所得にかかわる住民税の特別徴収税額表の全部を改正

二 事業税の徴収猶予の規定が設けられ、公益法人の範囲の拡大などの改正

三 不動産取得税については、農地などを生前贈与による不動産取得税の納期限の延長についての改正

四 たばこ消費税の課税標準の算定に用いる補正率の改正

五 料理飲食等消費税の旅館などにおける、宿泊者及び飲食者の免税点の是正

六 自動車取得税が新設された。

七 軽自動車税の課税客体中月割課税の廃止。原動機付自転車と農耕作業用自動車については、賦課期日は四月一日に改正

八 電気ガス税の非課税範囲の拡大と、免税点の引上げなどの改正

九 固定資産税の非課税範囲の拡大

昭和四十四年の税制改正

一 住民税の個人所得控除額の引き上げ、青色申告者の専従者給与の控除について、所得税と同様、その限度額の法定を廃止するとともに白色申告書の専従者控除額の引き上げ、障害者などの非課税の範囲を年所得三〇万円までとする。給与所得者についての特別徴収は、六月から翌年五月までの一二回に

分割して、行うものとされた。

昭和四十五年から昭和五十年までの間における、土地などの譲渡による譲渡所得に対する課税について特別措置

二 不動産取得税の事業主が、従業員に譲渡する住宅を新築し、これを六カ月以内に譲渡したときは、事業主に対して、不動産取得税を課さないこととする。都市計画において定められた路外駐車場で、地下に設けられたものを取り得した場合における不動産取得税の課税標準は、価格の二分の一額とする。

三 料理飲食等消費税は飲食と旅館宿泊とともに、一率に消費金額の一〇〇分の一〇に改正

四 固定資産税では、鉱山の保安に関する教育訓練施設については非課税。都市計画において定められた路外駐車場で地下に設けた場合は新設後五年間に限り価格の二分の一。砂利採取の災害防止、ばい煙処理、騒音の防止等に供する償却資産も、価格の二分の一。新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に対する、固定資産税の軽減措置の期限の延長するなどの改正

五 電気ガス税の非課税品目の拡大、免税点の引上げ、軽減税率の適用期限の延長、紙の製造に用いる電気の税率は、昭和四十七年五月三十一日までは、百分の四に改正

六 自動車取得税の免税点の引上げ。

七 宅地開発税の新設

八 不服申立ての期間更正の請求制度などの改正

九 町民税の所得割税率を引下げ、固定資産税の税率を百分の一・六に引下げた。

昭和四十五年の税制改正

一 所得税の課税最低限の引上げ、累進税の引下げなど。

二 土地、住宅対策、社用交際費抑制などの増減税をする。

三 政府への米売渡しを促進する予約米減税は、閣議で廃止の方針であったが、四党が共同し、衆議大蔵委員会提案の形で、減税案を提出し可決している。

その内容は、予約申込みをした農家には、政府に売渡した米代金収入のうち、一五〇キログラム当たり七〇〇円を課税対象から除く。また遅出し奨励に協力した農家には、米代金収入のうち一五〇キログラム当たり一三五円か

ら六七五円を課税対象からはずした。この農家優遇措置は、米不足のころに集荷奨励した策であるため批判もあり、四十四年産米については、予約減税はしないことに閣議決定した。

四 個人の道町民税の所得控除の引上げ、その内容は、基礎控除額一二万円（改正前一万円）、配偶者控除額、一〇万円（改正前九万円）、扶養控除六万円（改正前五万円）、障害者、未成年者、老年者、寡婦について非課税範囲を三〇万円（改正前二八万円）とした。

五 宅地開発税が新税として発足した。

六 固定資産税の税率を百分の一・五に改正（改正前一・六）し、宅地の課税額は特例として、上昇率負担調整率を改正した。

七 国民健康保険税の課税額に資産割額を加算し、被保険者均等割額、世帯別平等割額を増額した。

昭和四十六年の税制改正

個人の住民税、事業税の負担について軽減合理化し、市街化区域内の農地に対して課する固定資産税及び都市計画税について、課税の適正化をはかった。その他、入湯税の標準税率の引上げなどである。

一 道町民税の所得控除を次のとおり改める。

基礎控除額を一四万円（現行一三万円）に、配偶者控除額を一三万円（現行一二万円）に、扶養控除額一〇万円（現行八万円）に、寡婦控除、障害者控除、老年者控除又は勤労学生控除の額を、それぞれ九万円（現行八万円）に、特別障害者控除額を一一万円（現行九万円）に引き上げる。

二 配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかわる扶養控除額を、一一万円（現行九万円）に引き上げる。

三 医療費控除の額を、所得の百分の五に相当する金額、又は十万円の内、いずれか低い金額（現行所得の百分の五に相当する金額）をこえる金額とし、その最高限度額を二万七、五〇〇円（現行二万五、〇〇〇円）に引き上げる。

四 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得三万円（現行三二万円）までとする。

- 五 事業税の事業主控除を、三六万円（現行三二万円）に引き上げる。
- 六 不動産取得税では次のとおり非課税とする。
 - イ 公共の用に供する道路の付属物など。
 - ロ 土地改良区などが、国から開拓財産である道路などの用地を譲渡されて取得する土地。
- 七 料理飲食等消費税では、旅館における宿泊及び飲食の免税点を一、八〇〇円（現行一、六〇〇円）に、基礎控除額を一、〇〇〇円（現行八〇〇円）に引き上げる。飲食店などにおける免税点を九〇〇円（現行八〇〇円）に、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点を、四五〇円（現行四〇〇円）に引き上げる。
- 八 オリンピック冬季大会の開催に伴う特別措置として、昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間における、外人客の宿泊及びこれにともなう飲食に対しては、料理飲食等消費税を課さないものとする。
- 九 狩猟免許税については、甲種、乙種、丙種狩猟免許者は三倍に狩猟免許税が改正された。
- 一〇 固定資産税については、都市計画法に規定する市街化区域内の農地について、調整措置を講じつつ、課税の適正化をはかるため、次の措置を講じた。
 - イ 市街化区域農地は、状況が類似する宅地の価格に比準した評価を行なう。
 - ロ 市街化区域農地であった土地が、市街化区域農地以外の農地となった場合には、類似する農地の価格に比準して評価する。
 - 一一 固定資産について非課税とするものに
 - イ 既設の地方鉄道又は、道路とを立体交差させるために新設された立体交差化施設にかかわる線路設備など。
 - ロ 水質汚濁防止法の規定による特定施設を設置する工場、又は事業場の汚水、あるいは廃液の処理施設
 - ハ 大気汚染防止法の規定の、有害物質の処理施設
 - ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による、廃プラスチック類処理施設
- 一一 電気ガス税の免税点を七〇〇円（現行六〇〇円）に、ガスに対する電気

ガス税の免税点を一、四〇〇円（現行一、二〇〇円）に引き上げる。

一三 入猟税では、甲種、乙種、丙種狩猟免許者をそれぞれ三倍に入猟税が改正された。

一四 国民健康保険税の課税限度額を八万円（現行五万円）に引上げるとともに、世帯別平均割を三、二〇〇円（現行二、七〇〇円）に改める。被保険者均等割、世帯別平均割も改正した。

一五 固定資産税の税率を、一〇〇分の一・四（現行一〇〇分の一・五）に改正する。

一六 町民税所得割の税額を減率改正する。

昭和四十七年の税制改正

一 道市民税の所得控除を次のとおり改める。

基礎控除額を一五万円（現行一四万円）に、配偶者控除額を一四万円（現行一三万円）に、扶養控除額を一万円（現行一〇万円）に、寡婦・障害者、老年者・勤労学生の各控除額を一〇万円（現行九万円）に、特別障害者控除額を一二万円（現行一一万円）に引き上げる。配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除額を二万円（現行一万円）に引き上げる。

二 配偶者控除及び扶養控除の適用要件である所得限度を、給与所得等にあつては一五万円（現行一〇万円）、資産所得等にあつては一〇万円（現行五万円）に引き上げる。

三 心身障害者扶養共済制度の掛金は金額を所得から控除する。

四 障害者、未成年者、老年者又は寡婦の非課税の範囲を年所得三八万円（現行三五万円）までとする。

五 個人の白色申告者の専従者控除の控除限度額を一七万円（現行一五万円）に引き上げる。

六 個人の事業税の事業主控除額を六〇万円（現行三六万円）に、個人の白色申告者の専従者控除の控除限度額を一七万円（現行一五万円）に引き上げる。

七 不動産取得税について国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業者の共同利用に供する特定の施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十二年三月三十一日まで延長する。

農業委員会のあつせんによる農地の交換分合によって取得する土地の課税

標準の特例措置の適用期限を昭和四十九年三月三十一日まで延長する。

市街化区域農地を譲渡した者が、区域外の土地を譲渡の日前、後各一年以内に取得する場合で、取得の日から引き続き五年以上農地として使用すると認められるとき、取得が昭和五十七年三月三十一日までに限り、この土地の不動態取得税の金額から譲渡した土地の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

八 娯楽施設利用税についてのゴルフ場は、定額税率によって課税する。

九 自動車税及び軽自動車税のうち、バスの標準税率を合理化して一般乗合用のもの年額一万四、〇〇〇円、その他年額三万円とする。

所有権留保自動車等に係る自動車等の所在及び買主の住所等が不明である場合、売主が当該自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受けとることができなくなったときは、売主の納付義務を免除する。

十 固定資産税の非課税（関係分）となる施設は、砂利採取法第十七条第四号の砂利汚水の処理施設、大気汚染防止法の粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設、悪臭物質の排出防止設備など。

十一 電気ガス税の免税点を電気に対し八〇〇〇円（現行七〇〇〇円）に、ガスに対し一、六〇〇円（現行一、四〇〇円）に引き上げる。

公衆のために道路等に融雪用として設置された施設に使用する電気並びに学校教育法に規定する学校の教育に準ずる教育を行う施設において、直接教育の用に使用する電気及びガスを非課税とする。

昭和四十八年の税制改正

一 道市民税の所得控除を次のとおり改める。

基礎控除額を一六万円に、配偶者控除額を一五万円に、扶養控除額を一二万円に、寡婦、障害者、高齢者、勤労学生等の各控除額を一二万円に、特別障害者控除額を一四万円に、配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除額を一四万円に引き上げる。

二 市町村民税の所得割について税率の適用区分を次のとおり改正する。

税率	改正案	現行
二パーセント	三十万円以下の金額	十五万円以下の金額
三パーセント	五十万円	四十万円

四パーセント	八十万円	七十万円
五パーセント	百十万円	百万円
六パーセント	百五十万円	百五十万円

（以下略）

三 扶養控除のうち年齢七〇歳以上の者（障害者を除く）について通常の扶養控除（現行一〇万円）に代えて、老人扶養控除（一四万円）を設ける。

四 夫と死別した後婚姻をしない者で扶養親族のないもの（年所得一五〇万円以下の者に限る。）についても寡婦控除を適用する。

五 障害者、未成年者、高齢者、寡婦の非課税の範囲を、年所得四三万円（現行三八万円）までとする。

六 肉用牛の売却による農業所得の免税措置の適用期限を昭和五十三年度まで延長する。

七 個人の事業税の事業主控除額を八〇万円（現行六〇万円）に引き上げる。

八 不動産取得税は新築住宅に係る控除額を二三〇万円（現行百五〇万円）に引き上げる。

免税点について、土地の取得は一〇万円（現行五万円）に、家屋の取得のうち、建築に係るものは二三万円（現行一五万円）、その他のものは一二万円（現行八万円）に引き上げる。

土地改良区が、換地計画に定められた換地を取得した場合に、当該土地を取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除する。

九 ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の標準税率を八〇〇円（現行六〇〇円）に、ゴルフ場所在市町村に対して交付する娯楽施設利用税交付金の交付率を二分の一（現行三分の一）に引き上げる。

十 飲食店等における飲食の料理飲食等消費税の免税点を一、二〇〇円（現行九〇〇円）に、あらかじめ提供品ごとと料金を支払う飲食の免税点を六〇〇円（現行四五〇円）に引き上げる。

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を二、四〇〇円（現行一、八〇〇円）に引き上げる。

十一 自動車税の納期を五月（現行四月及び十月）とする。

十二 固定資産税は住宅用地の課税標準をその価格の二分一額とし、昭和四

十八年度、四十九年度に限り、現行の負担調整措置を継続する。この場合、その価格に対する課税標準となるべき額の割合が、昭和四十八年度にあっては一〇〇分の一五未満、昭和四十九年度にあっては一〇〇分の三〇未満である宅地等については、それぞれその価格の一〇〇分の一五の額及び一〇〇分の三〇の額とする。

免税点については土地にあっては一五万円（現行八万円）に、家屋にあっては八万円（現行五万円）、償却資産にあっては一〇〇万円（現行三〇万円）に引き上げる。

公害の発生の抑止等の性能を有する機械その他の生産設備の課税標準は取得後三年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。

産業廃棄物の処理の用に供する特定の償却資産の課税標準は、その価格の三分の一の額とする。

十三 電気ガス税率を六パーセント（現行七パーセント）に引き下げる。免税点は電気にあつては一、〇〇〇円（現行八〇〇円）に、ガスにあつては二、一〇〇円（現行一、六〇〇円）に引き上げる。

社会福祉事業法第二條第二項の施設等においてその施設の入所者の保護等のために直接使用する電気及びガスを非課税とする。

十四 市町村税として特別土地保有税を次により創設する。

1 土地（昭和四十四年一月一日以後に取得されたものに限る。）又は土地の取得（昭和四十八年七月一日以後の取得に限る。）に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者（以下「土地の所有者等」という。）に課する。

2 次の土地は非課税とする。

- (1) 国又は地方公共団体が取得し、又は所有する土地
- (2) 相続、法人の合併等の形式的な所有権の移転に係る土地
- (3) 農林経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策等に適合する用途に供されている土地

3 課税標準は、土地の取得価額とする。

4 税率は、土地に対して課するものにあつては一〇〇分の一・四、土地の取得に対して課するものにあつては一〇〇分の三とする。

ただし、当該土地に係る固定資産税額及び不動産取得税額に相当する額

は控除する。

5 市町村の区域内において、同一の者につき、土地に対して課するものにあつてはその者が一月一日に所有する土地の面積が、土地の取得に対して課するものにあつてはその者が一月一日又は七月一日前一年以内に取得した土地の面積が、次に掲げる面積（以下「基準面積」という。）に満たない場合には課さない。

(1) 指定都市の区の区域及び都の特別区の

区域

(2) 都市計画法第五条に規定する都市計画

区域を有する市町村の区域

(3) その他の市町村の区域

（6、7、8、9項については略す）

十五 自動車取得税・自動車排出ガスに係る保安基準に適合する取得税率は、

昭和四十九年三月三十一日までに取得されたものにあつては一〇〇分の一、

昭和四十九年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に取得されたものにあつては一〇〇分の一。

昭和四十九年の税制改正

一 道・市民税の障害者等について非課税範囲を年所得五〇万円（現行四三万円）に、事業専従者控除限度額を二〇万円（現行一七万円）に引き上げる。

所得控除の基礎控除額を一八万円（現行一六万円）に、配偶者控除額を一八万円（現行一五万円）に、扶養控除額を一四万円（現行一二万円）に、寡婦・障害・老年者・勤労学生の各控除額を一三万円（現行一二万円）に、配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族及び老人扶養控除額を一六万円（現行一四万円）に引き上げる。変動所得（注 政令では「はまち」と「かき」の養殖から生ずる所得を変動所得とする。）の範囲を政令で定めることができることとされた。

二 法人税割の税率を標準税率二・一パーセント（現行九・一パーセント）、制限税率一四・五パーセント（現行一〇・七パーセント）に引き上げる。

三 退職所得控除額を勤続年数二〇年までを一年につき二〇万円（現行一〇年まで一〇万円、一〇年から二〇年までを二〇万円）、二〇年以上は一年ごとに四〇万円（現行二〇年から三〇年までは三〇万円、三〇年以上四〇万円）

に改める。

四 事業主報酬制度の創設により個人の青色申告者について選択により、みなし法人課税を行う。所得割は法人税相当所得税額に二・一パーセントを乗じて計算される。

五 個人の不動産業者等の土地譲渡益について所得割税が創設され、課税は短期譲渡所得の課税の特例と同様な内容とする。

六 固定資産税について公的医療機関の開設者又は特定医療法人が設置する医療関係者の養成施設及び法人である労働組合、国、地方公務員の団体が所有し、かつ使用する事務所は非課税とする。

農協・中小企業等協同組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置の課税標準は、取得後三年度間に限りその価格の二分の一の額とする。

発電所にかかる家屋及び償却資産で農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体がその用に供するものに対して、固定資産税又は都市計画税の課税標準は当分の間、固定資産に対して新たに課されることとなった年限から五年度分は三分の一、その後五年度分は三分の二の額とする。

発電所の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の特例を廃止する。電子計算機に係る課税標準の特例の期限を昭和五十一年三月三十一日まで延長する。

七 たばこ消費税の課税標準算定の基礎額を四・三三一元と定める。

八 軽自動車税について買主の住所等不明の場合、その他政令で定める場合を除き売主から徴収する。

九 電気ガス税を電気税及びガス税に改める。

電気税の税率を一〇〇分の五（現行一〇〇分の六）に、ガス税の税率を一〇〇分の四（現行一〇〇分の五）に引き下げ、電気税の免税点を二、〇〇〇円（現行一、二〇〇円）に、ガス税の免税点を四、〇〇〇円（現行二、七〇〇円）に引き上げる。共同住宅等に係る電気・ガス税の免税点につき特別措置を講ずる。

保育所で保育保護に直接使用する電気で政令で定めるものを非課税とする。

昭和五十年の税制改正

一 道・市民税の所得控除で基礎控除額を一九万円に、配偶者控除額を一九万

円に、扶養控除額を一七万円に、障害者・老年者・寡婦・勤労学生控除の額を各々一九万円に、老人扶養及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る控除額を一九万円に引き上げる。生命保険料控除対象限度額を七万円（現行四万円）に引き上げる（四万円を超える部分について控除率は四分の一とする）。

二 障害者、未成年者、老年者、寡婦についての非課税の範囲を、年所得六〇万円（現行五〇万円）までとする。

白色申告者の専従者控除限度額を三〇万円（現行二〇万円）に、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者又は扶養親族の給与所得等の限度額を二〇万円（現行一五万円）に、寡婦控除の適用要件として特定の者について定められている所得限度額を三〇〇万円（現行一五〇万円）に引き上げる。

三 昭和五十一年から五十五年までに長期譲渡所得は他の所得と区分し、特別控除後の譲渡益二、〇〇〇万円以下の部分に道民税として一〇〇分の二、市民税にあつては一〇〇分の四に相当する金額を課する。

二、〇〇〇万円を超える部分については、譲渡益の四分の三を総合課税した場合の当該二、〇〇〇万円を超える部分に係る上積み税額とする。

四 法人の道・市民税で徴収猶予等に係る延滞金の率は、日本銀行の基準割引歩合の引上げに応じ、年一二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とすること。

五 事業税では小規模な水産動植物の採捕事業については非課税とすること。白色申告者の専従者控除限度額を三〇万円（現行二〇万円）に引き上げること。事業主控除額を一八〇万円（現行一五〇万円）に引き下げること。

六 不動産取得税では雇用促進事業団が設置する移職就職者の宿舍の用に供するものは非課税とすること。

七 たばこ消費税では課税標準算定をする場合、刻みたばこ、葉巻・パイプたばこの本数は、各々一グラムを以て紙巻たばこの一本に換算するものとすること。

八 飲食店等の免税点を一、七〇〇円（現行一、二〇〇円）、提供品目ごと料金を支払う飲食の免税点を八五〇円（現行六〇〇円）に引き上げること。

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を三、四〇〇円（現行二、四〇〇円）に引き上げること。

九 電気税及びガス税ではガス税の税率を一〇〇分の三（現行一〇〇分の四）に引き下げること。

十 特別土地保有税では日本住宅公団が法律に基づき工業団地造成事業又は流通業務団地造成事業の用に供する特定の土地は非課税とすること。

十一 入湯税の税率を一〇〇円（現行四〇〇円）に引き上げること。

十二 都市環境の整備に要する費用に充てるため、市町村の目的税として事業所税を創設するものとする。

1 事業所税の課税団体は、都（特別区の存する区域に限る）及び次に掲げる市（以下「指定都市等」という。）とすること。

2 事業所税の課税標準は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積及び従業者給与総額とすること。

区分	資産割	従業者割
法人	年度終了の日現在における事業年度中に支払われた従業者給与総額	者給与総額
個人	その年の十二月三十一日現在の事業所床面積	その年に支払われた従業者給与総額

3 税率は資産割にあつては一平方メートルにつき三〇〇円、従業者割は一〇〇分の〇・二五、事業所等の新増設に対して課する事業所税は一平方メートルにつき五、〇〇〇円とすること。

4 資産割は一、〇〇〇平方メートル、従業者割は一〇〇人以下である場合には事業所税は課さないこと。

十三 沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う特例措置として、昭和五十年六月一日から五十一年二月二十九日までの間、外人客の旅館における料理飲食等消費税を課さないこととする。

昭和五十一年の税制改正

一 道市民税の個人・法人の均等割の税率改正がある。なお、低所得者層の負担の軽減を図るため、条例で定める所得以下の者に対しては、個人の均等割を課さないものとする。

(一) 個人の均等割の道民税では標準税率年額三〇〇円（現行一〇〇円）、市

民税人口五万以上五〇万未満の市は一、二〇〇円（現行四〇〇円）制限税率一、六〇〇円（現行五五〇円）、五万以下の市町村は標準税率七〇〇円（現行二〇〇円）、制限税率一、〇〇〇円（現行三〇〇円）

(二) 法人の道市民税均等割（省略）

二 障害者・未成年者・老年者又は寡婦の非課税の範囲を、年所得七〇万円（現行六〇万円）までとする。

三 白色申告者の専従者控除の控除限度額を四〇万円（現行三〇万円）に引き上げること。

四 老年者の要件である所得限度額を一、〇〇〇万円（現行五〇〇万円）に引き上げること。

五 医療費控除はいわゆる足切限度のうち定額基準を五万円（現行一〇万円）に引き下げ、控除限度額を二〇〇万円（現行一〇〇万円）に引き上げること。

六 事業税・白色申告者の専従者控除の控除限度額を四〇万円（現行三〇万円）に引き上げること。事業主控除額を二〇〇万円（現行一八〇万円）に引き上げること。

七 不動産取得税特定防火対象物に該当する家屋の当該改築による取得に係る課税標準の算定については、百貨店等に係るものにあつては昭和五十二年三月三十一日までに、これ以外のものは昭和五十四年三月三十一日までに行われたときに限り、消火設備等又はそれに代わるものの価格に相当する額を価格から控除すること。

② 都市計画において定められた路外駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の算定上控除する額を当該家屋の価格の三分の一（地上に設けられるもの五分の一）（現行二分の一）（地上に設けられるもの三分の一）に相当する額に引き下げるとともに、新たにその適用期限を昭和五十三年三月三十一日とすること。

③ 土地開発公社等に対して公共事業の用に供される一定の不動産を譲渡した者等が、その代替不動産を取得し、又は取得していた場合には、課税標準の算定上従前の不動産の価格に相当する額を価格から控除し、又は当該額に係る不動産取得税を減額すること。

④ 農業振興地域の交換分合により土地を取得した場合の課税標準の算定に

いは、従前の土地の価格に相当する額又は当該交換分合により取得した土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額を価格から控除すること。

⑤ 新築住宅に係る課税標準の算定上の控除額を三五〇万円（現行二三〇万円）に引き上げること。

⑥ 農業委員会のあつせんに基づく一定の農地の交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を、昭和五十三年三月三十一日まで延長すること。

八 自動車税及び軽自動車税の税率引き上げ改正をする。

自動車税（省略）

軽自動車税

原動機付 自転車	軽自動車 及び小型 特殊自動 車	軽自動車等の区分		改正額	現行
		総排気量〇・〇五リットル以下 定格出力〇・六キロワット以下	〇・六〇五リットル 〇・六〇五リットル 〇・八キロワット 〇・九リットル以上又は定格出力 〇・八キロワット以上		
				六五〇円	五〇〇円
				一、〇〇〇円	八〇〇円
				一、三〇〇円	一、〇〇〇円
				二、〇〇〇円	一、五〇〇円
				二、六〇〇円	二、〇〇〇円
				五、二〇〇円	四、五〇〇円
				五、九〇〇円	五、〇〇円
				三、九〇〇円	二、五〇〇円
				三、三〇〇円	二、五〇〇円
				三、三〇〇円	二、五〇〇円

標準税率に一・二を乗じて得た率を超えて課することはできない。所有権留保付自動車は買主を当該自動車の所有者とみなして課税するものとする。買主が地方団体の徴収金を滞納した場合は、当該自動車の売主は、一定の要件の下に、その第二次納税義務を負うものとする。

九 宅地等に係る昭和五十一年度から五十三年度までの各年度分の固定資産税については、昭和五十一年度評価額の昭和五十年年度分の課税標準額に対する

上昇率の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乘以求めた額を限度とする。

上 昇 率 の 区 分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍～一・七倍のもの	一・二
一・七倍を超えるもの	一・三

一般農地に係るものも同様な取扱いで次表のとおりである。

上 昇 率 区 分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・二

なお、五十四年度以降は固定資産税は検討を加え必要な措置が講ぜられるものとする。

都市計画税についても、固定資産税と同様な措置を講ずるものとする。

地上階数五以上の新築中高層耐火建築住宅に係る減額措置の適用期間を、新築後七年度間（現行一〇年度間）とすること。

市街地再開発事業の施設建築物に該当する家屋に係る減額措置の適用期間を、新築後七年度間（現行一〇年度間）とすること。

心身障害者を多数雇用する事業所が雇用促進事業団から資金の貸付けを受けて昭和五十一年一月二日から五十三年一月一日までに取得した特定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を、取得後五年度間に限り、その価格の三分の二の額とする。

十 ガス税の税率を一〇〇分の二（現行一〇〇分の三）に引き下げること。

十一 昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に行われる軽油の引取り等に係る軽油引取税の税率を一キロリットルにつき、一万九、五〇〇円（現行一万五、〇〇〇円）に引き上げること。

十二 事業税課税団体の人口基準を三〇万円（現行五〇万円）に引き下げること。

十三 国民健康保険税課税限度額を一五万円（現行一二万円）に引き上げるこ

と。
 十四 地方道路譲与税法に関する地方道路譲与税の五分の一の額を市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積にあん分して譲与するものとすること。

十五 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する日本国有鉄道の市町村納付金に係る算定標準額の特例措置の期限を延長し、昭和五十三年三月三十一日までの間に取得されたものについて適用すること。

昭和五十二年の税制改正

一 個人の道市民税の所得控除を改め、基礎控除額を二〇万円に、配偶者控除額二〇万円、扶養控除額一九万円、障害者・老年者・寡婦、勤労学生を各一八万円、特別障害者二〇万円、老人扶養・配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る控除の額を二〇万円に引き上げること。
 障害者・未成年者・老年者・寡婦の非課税の範囲を年間所得八十万円までとすること。

二 法人の道市民税均等割の税率を引き上げること。

三 事業税・事業主控除額を二二〇万円に引き上げること。

四 不動産取得税・市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんによって取得する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十七年三月三十一日までとすること。

課税標準の特例措置として、住宅街区整備事業の施行に伴い換地計画において施設住宅の一部等を与えないように定められたこと等により清算金を受けた者が代替不動産を取得した場合の課税標準の算定については、従前の不動産の価格に相当する額を価格から控除すること。

五 ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の標準税率を一人一日につき一、〇〇〇円に引き上げる。

利用物件の数量を標準とする場合のパチンコ場、マーじゃん場及びたまつき場の標準となる率を次のとおり引き上げる。

(一) パチンコ場 一台につき 月額二五〇円(現行一五〇円)

(二) マーじゃん場 一卓につき 月額七五〇円(現行五〇〇円)

(三) たまつき場 一台につき 月額一、二〇〇円(現行一、〇〇〇円)

利用料金課税及び定額課税を行う場合における娯楽施設利用税について

は、標準税率に一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができないものとすること。

六 料理飲食等消費税・飲食店等における飲食の免税点を二、〇〇〇円に、あらかじめ提供品ごとに料金を支払う飲食の免税点を一、〇〇〇円に引き上げること。

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を四、〇〇〇円に引き上げること。

七 鉱区税率の引き上げについて・略

八 狩猟免許税率の引き上げ

(一) 甲種・乙種を受ける者で、次の(二)以外のもの

九、〇〇〇円

(二) 甲種・乙種で当該年度の道民税の所得割額を納付

四、〇〇〇円

することを要しないもの

三、〇〇〇円

九 変電所又は送電施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の対象範囲から家屋を除外すること。

地上階数五以上の新築中高層耐火建築住宅に係る減額措置の適用期間を新築後五年度間(現行七年度間)とすること。

市街地再開発事業の施設建築物の新築家屋も右同様措置である。

電気税の免税点を二、四〇〇円に、ガス税を四、八〇〇円に引き上げ

十一 軽自動車税で同一市町村内において軽自動車等の所有者の変更があった

場合等一定の場合においては、月割課税を行わないものとする。

十二 軽油引取税の課税免除の対象範囲に、日本国有鉄道が一定の機械の動力

源に供する軽油の引取りを加えること。

十三 入猟税率を次のとおり引き上げる。

(一) 甲種・乙種狩猟免許を受ける者 六、〇〇〇円(現行三、〇〇〇円)

(二) 丙種狩猟免許を受ける者 二、〇〇〇円(現行一、〇〇〇円)

十四 入湯税の税率を一五〇円(現行一〇〇円)に引き上げること。

十五 国民健康保険税の課税額の算定には、被保険者でない世帯主に係る所得

割額、資産割額及び均等割額は課税額に算入しないものとする。課税限

度額を一七万円(現行一五万円)に引き上げること。

十六 国有資産等所在市町村交付金について変電所又は送電施設の用に供する

固定資産に係る算定標準額の特例措置の対象範囲から家屋を除外すること。
水道又は工業用水道用ダムの用に供する家屋及び償却資産に係る算定標準額を、その価格の二分の一（現行取得後五年度間四分の一、その後二分の一）の額とすること。

昭和五十三年税制改正

- 一 資本金一億円以上の法人の道、市民税均等割税率の改正
- 二 肉用牛の売却による農業所得の免税措置の適用期間を昭和五十八年度まで延長すること。
- 三 農業共済組合等が取得する農業災害補償法による損害の額の認定の用に供する不動産の取得については、非課税とすること。
農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受けた者が、農業者年金基金法の経営移譲年金の支給を受けるため、贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、徴収猶予の継続を認めるものとする。
- 四 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る料理飲食等消費税の基礎控除額を二、〇〇〇円（現行一、五〇〇円）に引き上げること。
- 五 昭和五十一年度又は昭和五十三年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に対して課する自動車税及び軽自動車税の税率の軽減措置を廃止すること。
- 六 電子計算機に係る固定資産税課税標準を、取得後三年度間その価格の六分の五（現行五分の四）の額とすること。
- 七 都市計画税の制限税率を一〇〇分の〇・三（現行一〇〇分の〇・二）に引き上げること。
- 八 ガス税の免税点を六、〇〇〇円（現行四、八〇〇円）に引き上げること
- 九 建物、構築物その他一定の施設で恒久的な利用に供する基準に適合するものの用に供する土地で、計画的な土地利用に適合することについて、市町村長が特別土地保有税審議会の議を経て認定したものについては、納税義務を免除するものとする。

雇用促進事業団が設置し、運営する一定の福祉施設の用に供する土地・建

第二章 税の変遷

築基準法により許可を受けた総合設計制度に係る建築物の敷地の用に供する土地・都市緑地保全法による緑地保全地区内の一定の土地、日本国有鉄道の高架下貸付用地又はその取得については特別土地保有税を非課税とすること。

- 十 自家用の自動車取得の税率及び免税点の特例措置・並びに軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長すること。
- 十一 国民健康保険税の課税限度額を一九万円（現行一七万円）に引き上げること。

第三節 市税・手数料の変遷

市税の変遷をわかりやすく一覧表として、シャープ勧告以後の市税を示すと次ページのとおりである。なおその他の関係資料も収録し参考とした。

市税の変遷表(1)(昭和二十五年税制改正以来)(単位円・率)

年度													税別									
45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25		
													均	等	割	個	市民税					
一部改正 1.2表 一部 13級税率 長短課税 削除 改正 3表設定 改正 改正 1.2表													所	得	割	人						
(1) 6,000													均	等	割	法						
(2) 3,600													所	得	割	人						
													固定資産税									
													電気ガス税									
													たばこ消費税									
													一般犬		犬税							
													愛玩犬事業犬									
													一般自転車		自転車							
													競走用車									
													原動機付及三輪車		車							
													リヤカー		荷車							
													金輪		車							
													保導車		車							
													ミシン		税							
													甲地区		水利地益税							
													乙地区									
													丙地区									
													50 cc 以下		原動機付自転車							
													80 1,000		90 cc 以下							
													1,000 1,500		125 cc 以下							
													1,000		90 cc 以上							
													1,500 2,000		軽自動車							
													1,000		農耕作業用							
													1,500		二輪のもの(側車付を含む)							
													2,000		三輪のもの							
													4,500 3,000		四輪のもの用							
													2,500		四輪のもの用							
													1,500		雪上車							
													2,500 3,000		二輪の小型自動車							
													1,000		農耕用自動車							
													3,000		その他のもの							
													(木材引取税)									
条 例 規 定 方 式													所 得 割		国 保 税							
告示方式													資 産 割		割							
													人 被 保 險 者 均 等 割		割							
													世 帯 割 平 等 割		割							
2,550 1,800 1,650 1,480 1,100													300 350 156 150 200		1,000 900							

市税の変遷表(2) (新滝川市)

54	53	52	51	50	49	48	47	46	年度	種別
			1,200				400	300	均 等 割	市 民 税
									13 級 の 表	
									分離課税表	
									別表退職所得簡易表	
									長期・短期所得	
									均 等 割	
									①資本1億円以上 従業員100人以上	
									②資本1億円以下 1千万円以上	
									③その 他	
									法人税割	
				15 100			江部乙15/100 滝川18.5/100		固定資産税	
									たばこ消費税	
									電気	税
									ガス	
									甲 地 区	水 利 地 益 税
									乙 地 区	
									丙 地 区	
									都 市 計 画	自 動 車 税
									総排気量 0.05以下	
									〃 0.09以下	
									〃 0.09以上	
									二 輪 の も の (側車付を含む)	
									三 輪 の も の	
									営業用 乗 用 車 四輪以上のもの	
									家用 貨 物 車	
									雪 上 車	
									農業用・作業用 (刈取・脱こく自動車)	
									その 他 の も の	
									二 輪 の 小 型 自 動 車	
									木 材 引 取 税	特 殊 税
									土地に対する	
									土地の取得に対する	保 有 税
									所 得 割 額	国 保 税
									資産割額(滝川は税額の 江部乙は課税額の)	
									被 保 険 者 均 等 割 1 人 当 り	
									世 帯 平 等 割 一 世 帯 当 り	

市民税個人の市民税所得割税率

昭和三七年度		昭和三八年度		昭和四〇年度		昭和四五年度	
課税所得金額	税率%	課税所得金額	税率%	課税所得金額	税率%	課税所得金額	税率%
一〇万円以下	二・三	一〇万円以下	二・〇	一五万円以下	二・〇	一五万円以下	二・〇
一〇万円以上	三・三	一〇万円以上	二・二	一五万円以上	三・三	一五万円以上	三・一五
二〇万円	四・四	一五万円	三・三	四〇万円	四・四	四〇万円	四・二〇
五〇万円	五・五	七〇万円	四・四	七〇万円	五・五	七〇万円	五・二五
一〇〇万円	六・六	一〇〇万円	五・五	一〇〇万円	六・六	一〇〇万円	六・三〇
一五〇万円	七・七	一五〇万円	六・六	一五〇万円	七・七	一五〇万円	七・三五
二五〇万円	八・八	二五〇万円	七・七	二五〇万円	八・八	二五〇万円	八・四〇
四〇〇万円	九・九	四〇〇万円	八・八	四〇〇万円	九・九	四〇〇万円	九・四五
六〇〇万円	一〇・〇	六〇〇万円	九・九	六〇〇万円	一〇・〇	六〇〇万円	一〇・五〇
一、〇〇〇万円	一一・一	一、〇〇〇万円	一〇・〇	一、〇〇〇万円	一一・一	一、〇〇〇万円	一一・五五
二、〇〇〇万円	一二・二	二、〇〇〇万円	一一・一	二、〇〇〇万円	一二・二	二、〇〇〇万円	一二・六〇
三、〇〇〇万円	一三・三	三、〇〇〇万円	一二・二	三、〇〇〇万円	一三・三	三、〇〇〇万円	一三・六五
五、〇〇〇万円	一四・四	五、〇〇〇万円	一三・三	五、〇〇〇万円	一四・四	五、〇〇〇万円	一四・七〇
昭和四〇年度		昭和四五年					
一五万円以下	二・〇	一五万円以下	二・〇				
一五万円以上	三・〇	一五万円以上	三・〇				
三〇万円	三・〇	三〇万円	三・〇				
五〇万円	四・〇	五〇万円	四・〇				
八〇万円	五・〇	八〇万円	五・〇				
一〇〇万円	六・〇	一〇〇万円	六・〇				
一五〇万円	七・〇	一五〇万円	七・〇				
二五〇万円	八・〇	二五〇万円	八・〇				
昭和四五年							
一五万円以下	二・〇						
一五万円以上	三・一五						
四〇万円	四・二〇						
七〇万円	五・二五						
一〇〇万円	六・三〇						
一五〇万円	七・三五						
二五〇万円	八・四〇						
四〇〇万円	九・四五						
六〇〇万円	一〇・五〇						
一、〇〇〇万円	一一・五五						
二、〇〇〇万円	一二・六〇						
三、〇〇〇万円	一三・六五						
五、〇〇〇万円	一四・七〇						

税 率				一人当りの 保険税額 円	保 険 税 額 収 納 額 円	被保険者数 人	世帯数 世帯	市 町	区分 年度
世帯割	人頭割	資産割	所得割						
900円 1,000	150円 300	10% 0.3	40% 3.0	1,607	14,460,020	11,245	2,373	滝 川	昭和 36年
760	270	13.2	2.1	1,121	8,047,915	7,059	1,350	江部乙	
1,000	300	0.3	3.0	1,637	16,468,610	11,255	2,499	滝 川	37年
800	300	13.2	1.8	1,317	8,969,216	6,783	1,320	江部乙	
1,100	600	13.0	2.0	1,825	16,207,844	11,276	2,667	滝 川	38年
800	300	(11 13.2)	(1.6 1.8)	1,282	8,541,285	6,674	1,312	江部乙	
1,480	840	16.0	2.0	2,448	20,250,888	11,159	2,843	滝 川	39年
1,100	350	11.0	1.4	1,345	8,154,928	6,407	1,301	江部乙	
1,650	990	18.5	2.2	2,578	25,823,376	10,843	2,876	滝 川	40年
1,500	500	27.3	2.65	1,969	12,052,125	6,145	1,324	江部乙	
1,800	1,080	18.5	2.2	3,258	26,657,552	10,728	2,984	滝 川	41年
1,200	450	16.0	1.7	2,037	12,049,815	5,899	1,331	江部乙	
1,800	1,140	18.5	2.2	3,644	39,053,820	10,650	3,088	滝 川	42年
1,500	500	19.2	2.0	2,596	15,192,761	5,781	1,339	江部乙	
2,550	1,560	19.0	2.9	5,469	58,143,750	10,680	3,302	滝 川	43年
2,100	700	25.7	1.8	3,788	21,380,077	5,674	1,347	江部乙	
2,550	1,560	19.0	2.9	5,618	57,637,870	10,709	3,422	滝 川	44年
3,200	1,100	35.0	2.15	5,729	30,443,278	5,336	1,308	江部乙	
2,550	1,560	19	3.4	5,285	52,905,640	10,962	3,648	滝 川	45年
4,900	1,800	50	3.5	6,128	30,806,330	5,045	1,273	江部乙	
2,900	1,600	21	3.9	7,827	107,880,880	15,668	4,960	新滝川	46年
2,900	1,600	21	3.9	8,406	111,550,170	15,867	5,177	滝 川	47年
4,000	2,200	29	4.3	10,247	162,258,115	15,836	5,226	滝 川	48年
5,500	2,900	39	5.7	14,801	231,210,320	15,621	5,221	滝 川	49年
6,000	2,900	39	6.0	16,476	255,948,290	15,601	5,353	滝 川	50年
8,000	4,000	45	8.0	22,314	347,861,775	15,545	5,459	滝 川	51年
9,000	5,000	45	8.0	25,399	390,092,580	15,351	5,530	滝 川	52年
9,000	5,000	45	8.0	30,377	457,789,020	15,265	5,664	滝 川	53年

市民税の業種別課税状況は次のとおりである（四九年から隔年三カ年）。

所得割額 千円	課税標準額 千円	総所得金額 千円	納税義務者数 総 人	区分	
				業種	年度
(5,318) 242,276	7,061,569	12,999,246	(2,015) 14,652	給与所得	昭和四九年 年度
(405) 21,375	573,375	1,087,419	(171) 1,126	営業所得	
(355) 14,395	413,133	923,717	(249) 917	農業所得	
(109) 29,801	425,760	547,927	(56) 308	その他の事業〃	
(101) 12,870	209,906	294,837	(128) 313	その他〃	
(6,288) 320,717	8,683,743	15,853,146	(2,619) 17,383	計	
(101) 53,037	1,449,698	1,592,675	253	分離課税	
(6,389) 373,754	10,133,441	17,445,821	(2,619) 17,636	合計	
(14,771) 397,294	10,209,574	17,572,813	(1,012) 13,641	給与所得	
(1,108) 27,588	644,500	1,179,986	(152) 1,028	営業所得	
(973) 10,412	311,124	799,902	(256) 827	農業所得	
(289) 66,195	796,577	944,083	(24) 338	その他事業〃	
(271) 7,004	152,248	232,374	(120) 267	その他〃	
(17,412) 508,493	12,114,023	20,729,158	(1,591) 16,101	計	
(186) 40,278	921,558	1,027,465	155	分離課税	
(17,598) 548,771	13,035,581	21,756,623	(1,564) 16,256	合計	
(15,938) 615,534	14,314,262	23,580,810	(642) 15,091	給与所得	昭和五三年 年度
(1,013) 30,818	684,330	1,237,681	(131) 934	営業所得	
(848) 33,022	718,700	1,297,621	(117) 732	農業所得	
(354) 95,658	1,057,193	1,267,462	(28) 478	その他の事業〃	
(414) 33,879	293,895	406,441	(103) 385	その他〃	
(18,567) 808,911	17,068,380	27,790,015	(1,021) 17,620	計	
27,929	527,373	647,891	145	上記のうち 分離課税	

注 () は均等割分の内数である。

税額 千円	課税標準額 千円	評価額 千円	地積又は面積 ㎡	納税義務者 人	区分	
					地目	年度
104,413	6,218,701	13,124,150	71,924,002	9,072	土地	昭和四九年度
170,932	10,136,924	10,719,741	1,452,248	8,153	家屋	
81,867	4,832,552	5,047,069	—	204	償却資産	
357,212	21,188,177	28,890,960		17,429	計	
148,514	9,900,937	17,416,150	70,812,343	9,797	土地	昭和五一年度
221,023	14,734,834	14,789,279	1,662,188	8,808	家屋	
73,876	4,925,101	5,141,383		232	償却資産	
443,413	29,560,872	37,346,812		18,837	計	
176,122	11,741,505	17,732,568	70,232,963	10,375	土地	昭和五三年度
314,043	20,936,184	20,985,248	1,789,594	9,496	家屋	
△ 15,329					新築住宅軽減額	
92,997	6,199,836	6,400,453		643	償却資産	
567,833	38,877,525	45,118,269		20,515	計	

固定資産税の資産別課税状況は次のとおりである。

税額 千円	課税標準額 千円	地積又は面積 ㎡	納税義務者 人	区分	
				種別	年度
21,994	10,997,180	11,475,001	4,758	土地	昭和五〇年度
22,511	11,255,309	1,148,416	5,357	家屋	
44,505	22,252,489		10,115	計	
21,994	13,453,110	11,475,896	5,938	土地	五一年度
22,511	13,959,179	1,324,900	6,681	家屋	
44,505	27,412,289		12,619	計	
30,147	15,073,388	11,574,000	6,385	土地	五二年度
33,946	16,973,252	1,422,000	7,126	家屋	
64,093	32,046,640		13,511	計	
47,204	15,734,523	11,521,000	6,183	土地	五三年度
59,367	19,789,188	1,465,000	7,426	家屋	
106,571	35,523,711		13,609	計	

都市計画税の課税状況は次のとおりである。

たばこ消費税

たばこ消費税は昭和二十九年度に新設され市町村の大きな自主財源となっている。各市町村内でのたばこ販売実績に応じた割合をもつて市町村に入る税で、滝川市でも市税の中で市民税・固定資産税に次いで大きな収入となっている。「たばこは市内で買いまじょう」と市広報で市民に呼びかけているが、これもうなずける市の貴重な財源である。以下最近のたばこ消費税を掲げると次のとおりである。

たばこ消費税

年度	区分	新旧市町	収入済額(円)	収入内訳		
				売上本数	一本当り 税単価	税率
昭和四五年	旧	滝川市	六、二六、五〇	一三、三六、九〇	円三・三三厘	一・八二%
	新	江部乙町	八、〇六、九〇	三、三〇、五三	円三・三三厘	一・八一%
同四六年		滝川市	九、八四、八〇	二九、七三、七四〇	円三・九五厘	一・八一%
同四七年		滝川市	一〇、四、二〇	一四、〇六、三〇〇	円四・九四厘	一・八一%
同四八年		滝川市	一七、七三、九〇	一四、七四、五〇	円四・〇六厘	一・八一%
同四九年		滝川市	三〇、二五、〇〇	一五、一七、五二五	円四・三三厘	一・八一%
同五〇年		滝川市	三九、六五、九〇	一六、〇六、九五〇	円四・三七厘	一・八一%
同五一年		滝川市	三九、六九、九〇	一五、二五、三三〇	円四・六七厘	一・八一%
同五二年		滝川市	三〇、一七、八〇	一六、八四、二六四	円六・七〇厘	一・八一%
同五三年		滝川市	三三、三九、四〇	一七、四九、〇七四	円六・九六厘	一・八一%

江部乙村・町税の負担状況

A 特別税戸数割(二戸平均割) (単位円)

年度	昭和七	昭和六	昭和五	昭和四	昭和三	昭和二	昭和
金額	六五	六一	六一	六一	六一	六一	六一
金額	六五	六一	六一	六一	六一	六一	六一
備考	昭和六年・七年度に著しく減額しているのは、米価暴落による不況救済策。						

B 特別税反別割(反当賦課額) (単位銭)

地目	等級	年度		宅地	田	畑	山林	原野
		明治四二	同四五					
宅地	1	六〇	四〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
宅地	2	四〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
宅地	3	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
宅地	4	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
田	1	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
田	2	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
田	3	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
田	4	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
畑	1	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
畑	2	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
畑	3	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
畑	4	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
畑	5	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
畑	6	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
畑	7	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
畑	8	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山林	1	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山林	2	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山林	3	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山林	4	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山林	5	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山林	6	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山林	7	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山林	8	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
原野	1	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
原野	2	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
原野	3	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
原野	4	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
原野	5	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
原野	6	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
原野	7	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
原野	8	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

備考① 明治四二年度には畑地一四等迄あるが省略した。

② 大正二年の凶作のため、大正三年四年は反別割を免除した。
C 所得税割・地方税営業税割・同雑種税割(本税一円につき)

税目	年度	明治四二	同四五	大正四	同八	同一〇	同一三
所得税割		三五	一〇	一五	一五	一四	一四
営業収益税割		三五	一〇	一五	一五	一四	一四
地方税営業税割		五〇	二五	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇
同雑種税割		五〇	二五	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇
家屋税割		一〇〇	八九	八九	八九	八九	八九
所得税割	大正一五	一四	一四	一四	一四	一四	一四
営業収益税割		六一	六一	六一	六一	六一	六一
地方税営業税割		一〇〇	八九	八九	八九	八九	八九
同雑種税割		一〇〇	八九	八九	八九	八九	八九
家屋税割		一〇〇	八九	八九	八九	八九	八九

備考 前表に掲げたABCの各税は昭和十五年の税制改正により昭和十四年度以降は廃止された。

D 附加税(昭和二十五年税制改正迄)

税目	年度	昭和一五	同一八	同一二	同一三	同一五
地租附加税		二〇〇円	四五〇円	一、四〇〇円	賃貸価格に対し 宅地 四〇〇円 その他 一三〇〇円	同上
事業税		二〇〇	四五〇	一、四〇〇	純益の三五%	同上
鉦区税		一六六	三七五	一、四〇〇	同上	同上
反別税		九九	四五〇	一、四〇〇	賃貸価格に対し	同上
家屋税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	同上	同上
自動車税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	同上	同上
電柱税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	同上	同上
電話加入権税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	同上	同上

第二章 税の変遷

E 独立税

税目	年度	昭和一五	同一八	同一二	同一三	同一五
不動産取得税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
狩猟者税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
芸妓税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
特別所得税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
遊興税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
家畜税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木材引取税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
建物改修税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
余裕住宅税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
貸席利用税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電気ガス税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
原動機税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
入湯税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
酒消費税		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

税目	年度	昭和一五	同一八	同一二	同一三	同一五
住民税		一戸平均四円	二円	二円	二円	二円
自動車税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
金庫税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
荷車税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
犬税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
馬櫓税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
特別営業税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
養蜂税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
ミンシソ		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
特別家畜税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
土地利用税		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円

F 業種別による税負担の状況

区分	昭和二十四年度			昭和二十八年年度		
	人員	税額	一人当税額	戸数	税額	一人当税額
業(水田・畑)	七六八人	四、二六、三三〇円	五、五五〇円	九〇四戸	一〇、三三、三〇〇円	一一、二九七円
農(果)	二五二	三、四四、四六六	一三、五三〇	一五	二、六八、七〇〇	一八、二六〇
営業	四三	二、四〇、四三三	一三、五五九	一五	二、三九、一六〇	一四、七〇〇
給与	二六七	五、六〇、三二二	二、〇七三	三六	二、〇六、四〇〇	八、六〇〇
其他	間接税	七五、〇〇元	一	一八四	五、八、三六〇	四、〇五〇
計	一、七六五	二、一三、七〇三	六、三三元	一、六七七	一七、八七、三三〇	一〇、九三〇

備考

- 昭和二十四年度分は前述した地租・家屋税その他の各種附加税及町民税その他の独立税を合算したものである。
- 昭和二十八年年度分は現行法による町民税、固定資産税、各種物件税を合算したものである。

手数料の徴収 町税は自己財源として大きなものだが、手数料、

使用料もまた財源として重要なものである。

明治三十九年度から二級町村制となった滝川村では、滝川村手数料徴収規則の許可を得て、手数料の徴収が始まり、内容については改正が繰り返されて現在に至っている。

明治四十四年四月七日改正許可規則は次のとおりであり、大正八年十月九日改正許可及び戦後の昭和二十三年度以降について述べるのと次のとおりである。

〔明治三十九年四月四日許可
明治四十四年四月七日改正許可〕

滝川町手数料徴収規則

- 第一条 法律命令ニ定ムルモノヲ除ク外左ノ各項ニ該当スル事項ヲ請求スル者アルトキハ下ニ掲クル手数料ヲ徴収ス

- 一 営業又ハ請負業ノ証明 一件ニ付 金 拾五銭
 - 二 地所建物及財産ニ関スル証明 一筆又ハ廉ニ付 金 拾銭
 - 三 身分身元住所及寄留ニ関スル証明 一件ニ付 金 拾銭
 - 四 印鑑証明若シクハ照合 一件ニ付 金 拾銭
 - 五 牛馬籍ニ関スル証明 一頭ニ付 金 五銭
 - 六 町税負担ニ関スル証明 一件ニ付 金 拾銭
 - 七 国税地方税納額ニ関スル証明 一件ニ付 金 拾銭
 - 八 町ノ保存ニ係ル民有地図諸帳簿及諸願届書類ノ閲覧 一件ニ付 金 五銭
 - 九 町保存ニ係ル書類謄本下付 一件ニ付 美濃紙 拾五銭
半紙 金 拾銭
 - 十 町有財産ニ使用权ノ証明 一件ニ付 金 拾銭
 - 十一 町有財産ハ証明ヲ与ヘ又ハ謄本ヲ下付シ若シクハ帳簿書類ノ閲覧ヲ許可スル際之レヲ徴収ス 一件ニ付 金 拾銭
 - 十二 法律命令ニ規定シアルモノ及諸官庁並鉦夫ノ徴兵関係ニ付鉦山主ヨリノ請求ニ係ルモノ若シクハ公ノ救助ヲ受クル者ヨリノ請求ニ係ルモノ若シクハ公ノ救助ヲ受クル者ヨリハ手数料ヲ徴収セズ
 - 十三 公ノ救助ヲ受クル者ニアラサルモ貧困ニシテ手数料ヲ納ムルコト能ハズト認ムルモノハ町長ニ於テ之レヲ免除スルコトヲ得
- 附 則
- 第四条 本則ハ發布ノ月ヨリ施行ス
- 大正八年十月改正による手数料
- 一 会社組合又ハ社団財法人ニ関スル証明 一件ニ付 金 參拾銭
 - 二 営業又ハ請負業ノ証明 〃 〃 金 參拾銭
 - 三 工事又ハ物件請負及勞力供給ニ関スル証明 〃 〃 金 參拾銭
 - 四 地所建物及財産ニ関スル証明 一件又ハ廉ニ付 金 式拾銭
 - 五 町有財産使用权ノ証明 一件ニ付 金 式拾銭
 - 六 租税其ノ他公課ノ負担ニ関スル証明 〃 〃 金 式拾銭
 - 七 身分身元及住所寄留ニ関スル証明 〃 〃 金 式拾銭
 - 八 生存死亡又ハ埋火葬ニ関スル証明 〃 〃 金 式拾銭
 - 九 印鑑証明又ハ照合 〃 〃 金 式拾銭

条例徴収による手数料

項 目	単 位	昭和年月日	二六、三、三〇	二七、八、五	三、三、三三	三、九、〇三	四、三、三一	四、四、一	四、四、一	五、三、三三
10 牛馬籍ニ関スル証明	一件ニ付	金貳拾銭								金拾銭
11 里程又ハ旅行中滞在ニ関スル証明	〃	金拾銭								〃
12 書類受理ニ関スル証明	〃	金拾銭								〃
営業又は職業に関する証明	一 件	一〇〇 円								一五〇 円
職業ニ関する証明	〃	一〇〇 円								一〇〇 円
会社・組合又は法人団体に関する証明	〃	一〇〇 円								一〇〇 円
工事又は物品請負及び 労力供給に関する証明	〃	一〇〇 円								一〇〇 円
土地又は建物に関する証明	一筆・一廉・一個につき 一筆又は一個を増すごとに	五〇 円								八〇 円
土地又は建物以外の資産に関する証明	一筆又は一個につき 一筆又は一個を増すごとに	五〇 円								一〇〇 円
租税・公課(納税)に関する証明	年 度 別	三〇 円								八〇 円
所得額に関する証明	〃	〃								〃
土地建物の評価額に関する証明	一筆又は一個につき 一筆又は一個を増すごとに	三〇 円								〃
身分・身元に関する証明	一 件	三〇 円								五〇 円
扶養家族に関する証明	〃	〃								五〇 円
住民登録票又は戸籍附表の謄抄本交付	一 枚	〃								五〇 円
住民登録票記載事項に関する証明	〃	〃								五〇 円
未転入に関する証明	一 件	〃								五〇 円
居住又は生存に関する証明	〃	〃								五〇 円
火(埋)葬許可証の証明	〃	〃								五〇 円
建築許可申請の証明	〃	〃								五〇 円
里程に関する証明	〃	〃								五〇 円
公簿・公文書・図書 又は謄抄本の交付	一 件	二〇 円								〃
公簿・公文書・図書の閲覧・照会	〃	〃								〃
印鑑に関する証明	一 件	二〇 円								〃
前各号以外の証明	一 件	四〇 円								〃

13 町ノ保存ニ係ル民有地図諸帳簿及諸願書類ノ閲覧 一件ニ付 金拾銭

14 町ノ保存ニ係ル書類ノ謄本下附〔美濃紙〕 〃 金拾五銭

規則徴収の手数料

項 目	単 位	昭和 二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇
転出証明書交付手数料	一件															
臨時運行許可申請手数料	一件															
臨時運行の二輪、二輪の小型自動車	一両															
臨時運行のその他の自動車	一件															
家畜死亡届出証明書交付手数料	一件															
仮設建築物建築許可申請手数料	一件															
優良宅地造成認定申請手数料	一件															
優良住宅新築認定申請手数料	一件															
ア 新築住宅の床面積の合計が 100平方メートル以下のとき	〃															
イ 100をこえ500平方メートル以下	〃															
ウ 500をこえ1,000平方メートル以下	〃															
エ 1,000をこえ10,000平方メートル以下	〃															
オ 10,000平方メートルをこえるとき	〃															

第四節 財政再建計画

1 滝川町の財政再建

滝川町赤字の原因 滝川町は中空知の穀倉地帯の中にあつて繁栄をみていたが、戦争中は軍需産業である人造石油工場が時代の脚光を浴び、従業員も二千余名を数えるもので、町税総収入の五割を占める税源であり、商店街などへの恩恵も大きかった。

戦後、この人石から「滝川化学工業株式会社」となり平和産業に

転換したものの赤字の連続で、ついに昭和二十七年八月二十八日破産宣告を受けた。当時同社の滞納町税は四、一三二万六、九七三円だが、この主因はこの事が第一にあげられる。

また、このころの地方自治体の赤字は全国的なもので、全国市町村の三八パーセントに当たる二、二一六市町村が赤字となっており、全道市町村では五五パーセントに当たる一三五団体が赤字で平均二、一〇〇万円に達していた。

この原因は乏しい財源の中で諸制度の改革に伴う新事業の施工を余儀なくされたもので、六・三制義務教育、公営住宅建築、災害復旧事業、道路新設改良、上水道新設などがある。

昭和二十五年年度から同二十九年年度の主要事業調によると

六・三制整備事業	四五、六六一	千円	(起債)〇六〇	一般財源	(一六、五三)
公営住宅建築	七三、三五一		(〃)一七、五〇〇		一七、六四
引揚者収容施設	四、一一三		(〃)一		三、二六
災害復旧及び救農事業	一七、一三五		(〃)七〇〇		八、二〇
国道・道々舗装	一四、三二九		(〃)四、〇〇〇		四、八六
上水道新設	八九、七九九		(〃)充〇〇〇		三、八五
結核病棟新築	一五、九九四		(〃)三、〇〇〇		八、九四

と財政規模の小さな中で大きな事業を行っている。

昭和二十九年年度の決算における累積赤字は税込六、六三七万円に匹敵する六、二三六万円、この内訳は一般会計四、七〇三万、〇〇〇円、上水道会計八〇五万二、〇〇〇円、病院会計七二二万円、公益質屋会計五万三、〇〇〇円である。短期融資も思うにまかせず、資金繰りは大変な苦勞であった。

昭和三十年五月二十二日、滝川化学破産宣告後同社資産を買収した榎松庫商店と折衝の結果、次の土地建物を約五千万円で未納税に充当することの前提で市が買収した。

1 建物	泉町所在住宅	九九棟	三七五戸	(元滝川化学従業員入居のまま)	六、〇四四坪
	朝日町所在住宅	三棟	六戸		一八〇坪
	小学校舎	一棟			二六五坪
	配給所	一棟	浴場二棟	保育園四棟	三四四坪
合 計	一〇七棟	三八一戸			六、八三三坪
2 土地	泉町宅地その他				四四、一〇一坪
	朝日町宅地その他				一、五七〇坪
合 計					四五、六七一坪

買収不動産については住宅及びその敷地については居住者に、そ

第二章 税の変遷

の他の物は公売により昭和三十五年度までにほとんど処分した。

財政再建計画の樹立 昭和三十年八月一日町独自の財政再建三カ年計画(昭和三十年年度から三十二年度まで)が議決されたが、同年十二月二十九日地方財政再建促進特別措置法が公布され、この法の適用を受け計画的に赤字を解消しない場合は、事業費の起債が認められなくなった。また年利三分五厘を超える起債についての利子補給を国から受けられなくなる。

財政再建計画の策定に当たっては、確実な見通しの立つもの以外は財源に計上できない建前になっており、制約を受けるため議会内外で相当な議論があった。このことから①職員の首切りにつながる心配はないか、②自治体の自主性が損われはしないか、③自主再建でも同様の成果を得られるのではないか、などの点を検討し、ついに昭和三十一年三月二十二日の議会で該法による再建計画の申入れをすることが議決された。ついで昭和三十一年七月二十日八カ年の財政再建計画が議決された。

財政再建計画の内容 再建期間を昭和三十一年度から昭和三十八年度までの八カ年度で、昭和三十一年度において再建債として六、二〇〇万円を借り入れて、赤字を一時棚上げし、住民の福祉増進に必要な最小限度の事業を執行しながら、逐次これを償還していこうというものである。八カ年間で赤字を解消する具体策としては

- ①税は増税を行わず、徴収率を現年度分は三一年度八八パーセント、三二年度以降九一〜九四パーセント、滞納繰越分は三一年度三八パーセント、三二年度以降四三〜四五パーセントにそれぞれ向上させ、これにより収入の確保を図ること。

② 地方債は、昭和三十一年度一、五五〇万円―昭和三十八年度二、〇五〇万円で計八、六〇〇万円を予定する。

③ 人件費の節減は、昭和三十一年度は昭和二十九年度の九四パーセント、平年度八七パーセントに止めるように措置し、昇給は新陳代謝によって生じた財源で行う。

④ 物件費は、昭和三一・三二年度は昭和二十九年度の八六パーセントに止めるようにし、五五六万円を節減、昭和三三年度以降は、昭和二十九年度の八一パーセントに止めるようにし七五六万円を毎年度節減する。

⑤ その他の消費的経費は、補助金・負担金等は法の制限額以内に抑制、その他は昭和二十九年度の二六パーセント―一、一三〇万円を節減する。

というものである。

財政再建計画の実施状況

財政再建計画樹立後は毎年順調な黒字運営が行われ、歳入のうち伸びの著しいのは税収入で、八六年の総計では当初計画五億八、七五二万円に対し、一〇億九、一八七万円となった。この原因は第一に北電火力発電所の誘致、第二に収入率の向上があげられる。

税収入に次いで大きな伸びを示した地方交付税は当初計画一億八、八五五万円に対し四億二、二三五万円であった。国道支出金では当初総計一億七七八万円が五億一千万円。地方債は財政再建債六、一〇〇万円、普通債三億四、四四〇万円、減税特例債二、〇八二万円の計四億二、六二二万円と当初計画一億六、三五〇万円に対し増加を示している。

その他の収入として当初総計二億四、〇二〇万円が決算で五億一、九三二万円、公営企業法関係が除外されたので当初一億三、三六五万円に対し決算では三億八、五六七万円の増収となった。

歳出については公共施設の充実を図り、昭和三十三年七月市制施行をみて市としての基盤整備を進めた。自衛隊の駐屯、北電火力の建設などによる税収増もあり、順調な施設整備を行い各種事業の当初計画額二億九、九三九万円に対し、一一億四、〇七四万円と三八倍の実績をあげることができた。

2 江部乙町の財政再建

江部乙町の赤字原因

財政規模の小さな町村において、学校を建てることは大変な問題である。まして義務教育施設以外の高等学校には補助金も充分でないところへ、道立移管を目指すため昭和二十九年九月町立江部乙高等学校の建築着工が行われ、起債財源の過大見積りがあった。さらに九月の台風十五号による災害復旧事業とこれに伴う町税の減収によりこの年の一般会計決算では歳入五、七七七万二九二円に対し歳出七、八二八万一八六円、差引二、〇五〇万九、八九四円の赤字となってしまう。歳入に対し三五・五パーセントに達するもので、江部乙町財政は全く危機に瀕するものとなった。

財政再建計画の樹立 時の町長高桑又一は昭和三十年六月二十三日諮問第一号をもって議会に三十年代から三十四年度までの財政再建整備計画を諮問した。町議会では慎重に審議して同年八月十七日の臨時議会に答申書を提出、四項目について述べた。

1 赤字発生の原因は高校関係にあり、本計画に於て検討するに憂慮に堪えないものがある。赤字を増大せしめる如き結果に陥らぬよう町長の政治的努力に期待するが、あらゆる角度より財源を把握確立し、本計画が空文化せざる

様責任を以って措置すべし。

2 産業経費、土木費の極端なる削減は民心をして希望を喪失せしむるにあらざるや、耐乏生活を求むるも期待することが困難な結果を招来するにあらざるや住民の協力勤勉なくして財政の健全化は望み難いと断ずるものである。来る三十一年度に於ては当然産業振興費が産業と生活の安定確立を目的として、本計画が変更されることが適当であると信ずる。

3 歳入の中租税については課税標準を適確に捕捉するとともに、手数料・使用料についても、その客体を掌握せんと計画しているが、あらゆる機関・機構を有効に活用するはもろん正確を期する英断を必要とする。

4 義務外支出についてはこれが不適當と指摘されながらも、なお現在においてその跡をたため状況である。

本計画を実現するには勇氣と英断を必要とするものである。

以上のような答申に基づき再建計画を再検討し綿密具体的計画を樹立して実施段階に入った。

昭和三十年十二月二十九日の地方財政再建促進特別措置法公布の適用を受けるを得策として、昭和三十年以降六カ年を策定して三十一年三月二日町議会に諮り決定をみて、昭和三十一年三月十五日団体指定を受けたが、昭和三十七年度までの八カ年の修正承認となった。

二、〇〇〇万円の再建債を借入れ、第一年次目は凶作に見舞われ、第二年次、第三年次にも影響したが、昭和三十三年に至って計画は順調に進むことができた。

財政再建計画の実施内容

決算における各年度の自己財源では

昭和三〇年度	三一年	三二	三三	三四	三五	三六
千円 三、三六五	三、三三三	三、三九四	三、三八六	三、三七〇	三、三九一	三、三〇九

と順調な伸びを示し、再建債二、〇〇〇万円の昭和三十七年度分三四五万二、〇〇〇円を昭和三十六年度において繰り上げ償還し、再建期間を一カ年短縮して、昭和三十六年度をもって再建団体から脱出することとなった。

財政再建期間中の昭和三十二年四月に町立高等学校を道立に移管の実現をみて、物件費の削減をはかり、町税の収納率を上げるなど町一丸の努力があったのである。

第三章 特別会計

第一節 基本財産特別会計及び市有財産

基本財産特別会計

地方自治体として財政を助長し、その振興をはかるために基礎となる財産を保有すること、すなわち基本財産を造成し維持されてきたのである。

明治三十五年七月四日空知支庁長から訓令が出された。

空知支庁ノ町村基本財産ニ関スル訓令

凡ソ町村ノ経済ハ其町村基本財産ヨリ生スル収入ヲ以テ之ニ充テ猶不足アル場合ニ於テ賦課徴収スルヲ以テ本旨トス然ルニ管内各町村財源ノ現況ハ概ネ単ニ賦課徴収ノ法ニヨリ年々村費増加シ人民ノ負担愈々重キヲ加フ干時偶々基本財産造成ノ計画アルモ多クハ土地貸付ニ依頼シ土地以外ニ貯蓄法ヲ設クルカ如キハ殆ト稀ナリトス其町村経済ノ状況ニ応シ年々収入ノ幾部分ヲ蓄積シ敢テ意ルナクニハ遂ニ一大基本財産ヲ造成スルヲ得ヘシ況ンヤ北海道ハ府県ト異リ未タ村別保護ノ下ニ存ルヲ以テ内地町村ニ比シ歳入ノ幾部ヲ蓄積スルト敢テ難キニ非ラサルニ於テテラヤ今ヤ斯ル特典ノ時代ニ於テ宜シク民力ノ程度ヲ量リ継年努メテ収入ノ幾部ヲ蓄積シ自治独立ノ基礎ヲ確立スルニアラスンハ町村ノ發達ハ得テ期ス可ラサル而已ナラス一朝不慮ノ災害ニ遭遇スル時ハ益々困難ニ陥リ又如何トモスル能ハサルノ非道ニ会スルモ凶ル可ラス依テ左ノ準則ニ基キ適宜基本財産蓄積ノ方法ヲ設クヘシ

明治三十五年七月四日

空知支庁長 山田 有斌

基本財産造成規則準則

第一条 本村ハ基本財産造成トシテ十ヶ年間左ノ収入金ヲ蓄積ス

一 町村歳入出決算ヨリ生スル剰余金

二 貸地料

三 小作料

四 公債利子

五 預貸付金穀利子

六 物品払下代金

七 使用料及手数料

八 国庫及地方税交付金

九 督促令状手数料

十 過怠金

十一 使用ノ目的ヲ定メサル寄付金

従来町村ノ共有ニ属スル不動産並金穀及将来獲得スヘキ不動産ハ総テ基本財産ニ編入ス

第二条

前条ノ蓄積ハ天災時変等ノタメ住民ノ負担ニ堪ヘサル場合ニ限り蓄積ヲ中止スルコトヲ得但此場合ニ於テハ中止シタル年限ニ相当スル期間蓄積年限ヲ延長ス

第三条 蓄積金穀ノ管理方法ハ基本財産管理規程ニ拠ル

附 則

第四条 本規則ハ明治三十五年度ヨリ施行ス

この訓令が出されてから間もなく、明治三十八年十月道庁令第八

四号をもって、基本財産の収支は一般会計と区分し特別会計による

よう各町村に通達した。同三十九年滝川村に二級町村制が施行され

てから予算計上されたが、まだ規則がなく翌四十年二月二十日滝川

村規則第九号によって規則が制定された。

滝川村基本財産造成および管理規則

第一条 本村ノ基本財産造成及管理ノ方法ハ別ニ規程アルモノヲ除ク外本規則

ニ依ルモノトス

第二条 左ニ掲クル収入ハ明治三十八年十月北海道庁令第八十四号第一条ニ依

リ經常費二分ノ一以上ヲ支弁シ得ルニ至ル迄同令第三条ニ依リ蓄積スルモノ

ニ依ルモノトス

第一条 本村ノ基本財産造成及管理ノ方法ハ別ニ規程アルモノヲ除ク外本規則

ニ依ルモノトス

第二条 左ニ掲クル収入ハ明治三十八年十月北海道庁令第八十四号第一条ニ依

リ經常費二分ノ一以上ヲ支弁シ得ルニ至ル迄同令第三条ニ依リ蓄積スルモノ

ノ外尚基本財産トシテ毎年度之ヲ蓄積スルモノトス

一般基本財産ニ編入スヘキ分

一 歳計剰余金ノ金額

二 臨時ニ収入シタル金穀等ノ全額但シ寄附金穀等寄附者別ニ其ノ使用ノ目的ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ非ラス

三 国庫交付金ノ二分ノ一以上

四 過怠金及賠償金ノ二分ノ一以上

前項第三号第四号ノ蓄積歩合ハ毎年町会之ヲ定ム

第三条 前条ノ外町国費ヨリ毎年度経常費予算ノ百分ノ一以上ヲ蓄積スルモノトス

第四条 基本財産造成ノ為開墾植樹及牧場其ノ他ノ事業ヲ經營スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ蓄積スヘキ収入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第五条 公債ヲ起シ又ハ之ヲ起スヘキ必要アル場合ニ於テハ町会ノ議決ヲ經其ノ年度ニ限り蓄積ヲ停止スルコトヲ得

第六条 基本財産トシテ蓄積スヘキモノ又ハ基本財産ニ要スル事業費ノ収入支出ハ総テ予算ニ編入スヘシ

第七条 土地建物ハ直接公共ノ用ニ供スルモノヲ除ク外左ノ範圍内ニ於テ町長其ノ期間ヲ定メ之ヲ貸貸スルモノトス

一 樹木ノ栽植ヲ目的トスルモノハ二十箇年

二 牧場又ハ宅地ハ十箇年

三 其ノ他ノ土地ハ五箇年

四 建物ハ三箇年但シ土地ニ附帯シタルモノハ其ノ土地ノ貸付期間ニ依ルコトヲ得

前項期限満了後更ニ繼續賃借セントスルモノハ期限三箇月以前ニ更ニ申出ツヘシ

第八条 以下第二十条迄省略

第二十一条 有価証券ハ町長ニ於テ郵便官署又ハ確實ト認ムル銀行ニ保管若クハ保護預ケト為シ其ノ証書ヲ徴シ保管スヘシ

第二十二条 現金ハ郵便為替貯金管理所又ハ大蔵省理財局ニ預入レ若クハ確實ト認ムル銀行ニ利付預ケト為シ又ハ政府並地方発行ノ公債証書若クハ北海道拓殖銀行ノ株券、債券ニ替ヘ又ハ収益確實ト認ムル土地買入シ維持スルモノトス

第三章 特別会計

トス

第二十三条 現金ハ直ニ前条ニ依リ処分ヲ為スヘク其ノ儘之ヲ保管スルコトヲ得ス若シ現金ノ儘保管ヲ要スル特別ノ事情アルモノハ町会ノ議決ヲ經ヘシ

附 則

第二十四条 本規則ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本規則施行前ニ為シタル契約ノ効力ヲ妨ケス

これに續いて同年四月三十日滝川(村)規則第一号により特別

會計規則が定められた。

滝川村一般基本財産特別会計規則

第一条 本町一般基本財産ノ収支ハ一般會計ト区分シ特別會計トス

第二条 左ノ収入ヲ以テ歳入トス

一 基本財産ヨリ生スル収入

二 不用品売却代

三 基本財産造成ノ為特ニ賦課スル町税夫役

四 費途ノ指定ナキ寄附金又ハ臨時収入

五 一般會計ヨリ繰入金又ハ基本財産支消金

六 其ノ他基本財産及管理規則ニ依リ基本財産ニ編入スヘキ収入

第三条 左ノ支出ヲ以テ歳出トス

一 蓄 積 金

二 基本財産造成費

三 基本財産造成ノ為ニ起シタル公債ノ元金及利子

第四条 明治三十八年十月北海道庁令第八十四号第三条第二項ニ依リ基本財産ヨリ生スル収入ノ全部又ハ基本財産中ノ或種類ノ収入ノ全部ヲ一般會計ニ支消スル場合若クハ基本財産支消金ノ全部ヲ一般會計ノ經費ニ充ツル場合ハ其ノ収入ヲ直ニ一般會計ノ歳入ニ繰入レ又其ノ一部ヲ支消スル場合ハ本會計ノ歳入ニ収入シ歳出ニ於テ一般會計繰入金ノ科目ヲ設ケ之ヲ支出スルモノトス

附 則

第五条 本規則ハ明治四十年度ヨリ施行ス

この規則により毎年一般基本財産特別会計としてきたが(この他基本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

本財産として大正に入って「南滝の川屯田兵村基本財産會計(注北滝の川屯田兵村

も同様と思われるが資料なし」があり、大正十三年度からこれを廃止した。昭和五年六月規則改正まで続いた。

次に滝川町一般基本財産特別会計歳入歳出予算及び決算の判明分一覧表を掲げる。

滝川村(町)一般基本財産特別会計歳入歳出予算表

年 度	歳入予算 円 厘	歳出經常部 円 厘	歳出臨時部 円 厘	歳出通計 円 厘
明治三十九年	三〇四、四三二	一九、九二二	二二、五〇〇	三〇四、四三二
同 四〇年	四三三、〇〇五	三三、〇〇五	一五、〇〇〇	四三三、〇〇五
同 四一年	三六六、四四四	三六、四四四	—	三六六、四四四
同 四二年	一、〇四一、七五〇	一、〇四一、七五〇	—	一、〇四一、七五〇
同 四三年	三、一六〇、五五六	三、一六〇、五五六	—	三、一六〇、五五六
同 四四年	三、三三二、六四四	三、三三二、六四四	—	三、三三二、六四四
同 四五年 (大正元年)	二、九四四、三九九	二、九四四、三九九	—	二、九四四、三九九
大正二年	一、九七七、二五五	一、九七七、二五五	—	一、九七七、二五五

滝川町基本財産歳入歳出決算表及び南滝の川屯田兵村基本財産歳入歳出決算表

年 度	町 基 本 財 産		南滝の川屯田兵村基本財産	
	歳 入 円 錢	歳 出 円 錢	歳 入 円 錢	歳 出 円 錢
大正 五年度	八四九、五五	八四九、五五	三、九三三	三、九三三
同 六年度	一、〇〇五、八四四	一、〇〇五、八四四	三、五七二	三、五七二
同 七年度	一一三、八一	一一三、八一	三、二二三	三、二二三
同 八年度	九六六、九六	九六六、九六	三、〇三三	三、〇三三
同 九年度	二、六三三、六六	二、六三三、六六	三、〇三三	三、〇三三
同 十年度	二、五七七、七	二、五七七、七	七〇、四	七〇、七〇
同 十一年度	二、三三三、三三	二、三三三、三三	六六、九〇	三三、六
同 十二年度	二、五八八、九四	二、五八八、九四	一、四三、五三	二、三三
同 十三年度	六、六四四、三三	六、六四四、三三	九、五四〇、九	九、五四〇、九
同 十四年度	五、三六四、六六	五、三六四、六六	—	—

昭和五年六月二十四日、条例第一号により従来の「滝川町基本財産造成及管理規則」及び「滝川町一般基本財産特別会計規則」を廃止し、「滝川町基本財産蓄積条例」を施行した。

基本財産として蓄積するものは一、基本財産から生ずる収入。

二、基本財産蓄積指定寄付金。三、過剰金。四、不用品売却代、そのほか町費から毎年度五〇〇〇円蓄積するというもので、六条(第五條の財政の都合により全部の蓄積を停止することを得る)から成っているが、昭和十八年度まで継続されその後戦時体制の急迫で停止された。

また昭和五年六月三十日、条例第二号により「滝川村小学校基本財産蓄積条例」が施行されたが、前者同様特別会計は十八年度まで続けられた。のち昭和二十九年三月二十六日条例第二号により、「滝川町小・中学校基本財産蓄積条例」と改正し、昭和三十九年四月一日滝川市立小・中学校学校林基金条例を公布して、前条例を廃止した。

次に年度別決算表を掲げる。

滝川町基本財産歳入歳出決算表

年 度	歳 入 円	歳 出			差 引 円
		經常費 円	臨時費 円	計 円	
昭和 八年度	一、三六六、九六	一、〇三三、三三	—	一、〇三三、三三	—
同 九年度	二、九四三、三三	一、四七五、六六	—	一、四七五、六六	—
同 十年度	一、五三三、三三	—	—	—	—
同 十一年度	一、四七七、九六	—	—	—	—
同 十二年度	一、二六七、三三	—	—	—	—
同 十三年度	一、八七七、三三	—	—	—	—
同 十四年度	三、一六〇、七	—	—	—	—

小学校基本財産歳入歳出決算表

昭和十五年度	二、二五・六三	一	二、二五・六三	二、二五・六三	一
同 十六年度	四、三〇・三六	一、〇〇・〇〇	三、三〇・三六	三、三〇・三六	六九・九四
同 十七年度	四、五三・六六	七、五八・六六	三、七〇・三三	三、五八・〇九	一、〇二・六〇
同 十八年度	五、五三・八四	二、〇三・七二	三、七〇・三三	五、五三・八四	一

年 度	歳 入	歳 出		差 引
		經常費	臨時費	
昭和 八年度	二、〇五・五五	四、三〇・五五	五、〇〇・〇〇	二、〇五・五五
同 九年度	一、七九・七〇	三、九〇・七〇	五、〇〇・〇〇	一、七九・七〇
同 十年度	一、五二・九一	一、五二・九一	四、〇〇・〇〇	一、五二・九一
同 十一年度	一、四三・五五	四、〇〇・〇〇	四、〇〇・〇〇	一、四三・五五
同 十二年度	一、八二・五九	二、〇〇・〇〇	五、〇七・〇〇	一、八二・五九
同 十三年度	二、六六・九一	四、〇〇・〇〇	四、〇〇・〇〇	二、六六・九一
同 十四年度	三、九一・五九	四、〇〇・〇〇	四、〇〇・〇〇	三、九一・五九
同 十五年度	三、五三・三三	四、〇〇・〇〇	四、〇〇・〇〇	三、五三・三三
同 十六年度	五、六六・五五	四、〇〇・〇〇	四、〇〇・〇〇	五、六六・五五
同 十七年度	六、六六・三三	五、七〇・〇〇	四、〇〇・〇〇	六、六六・三三
同 十八年度	八、三三・三三	二、七五・〇〇	二、七五・〇〇	八、三三・三三

江部乙町の基本財産

明治四十二年滝川村から分村した江部乙村は豊富な基本財産を有していた。江部乙の分村については行政編に記述されているが、屯田兵一戸に対し一万五、〇〇〇坪の屯田兵共有財産として給与された土地が合計二、〇〇〇町歩あり、分村に当たって村有財産として寄附された。

分村当時既に百数名の小作人が入地開墾して約三百十五町歩の畑地が開拓されており、このうえさらに中隊本部敷地、官舎敷地、練兵場敷地なども町有となっていたため、これらを市街宅地として貸与していたので、当時の全収入は五、〇〇〇円から六、〇〇〇円とな

っていたのである。共有財産の寄附受納反別及び時価の評価は次のとおりである。

地 目	反 別	評 価 額
畑 地	一一、〇五〇・八二九	一三三、三二〇
	九九・一〇〇	一、九八〇
宅 地	八、八〇二・六一四	七六、三二七
	六四・六二〇	九五九
原 野	二〇、〇一七・三〇三	二二二、五七八
計		

寄附された土地の評価は二十二万余円で当時の物価と対比したとき、江部乙村の経済を維持し得るもので、明治から大正の始めにかけては村財政歳入額の半分を基本財産繰入金により賄うほどであった。識者間にはその利得をもってすれば将来江部乙村の経費を支弁してもなお余りあるとみる者も少なくなかった。

しかし、この財産は農地解放という終戦後における画期的な農地改革の施策が実施されたことにより、そのほとんどが失われる結果となったのである。

ともあれ江部乙町は分村以来四〇年間にわたり、膨大な基本財産より生ずる収入が、村財政体系の主幹をなしていたのが特長である。

財産収入及び一般会計繰入の関係

財産により生ずる収入は比較的確実ではあったが、本町の財産の多くが農地であったので水害、凶作等のため小作料の減免、或は米価の暴落などに依り、財政経理上幾多の困難に遭遇することも珍しくなかった。

次に基本財産収入及びこの収入のために要する経費並びに一般会

第六編 財 政

計への繰入等を記してみる。

1 歳 入

科目	年度	明治四十二年	同 四十五年	大正 四年	同 九年	同 十五年
財産収入		五二三 円	八、五八八 円	九、七一九 円	一五、五一八 円	一三〇、四七三 円
雑収入					五八一	九一一
その他の収入						四、二九四
公債		五二三	八、九二二	九、七一九	一六、一九七	三五、六七八
計		五二三	八、九二二	九、七一九	一六、一九七	三五、六七八

(その二)

科目	年度	昭和四年	同 七年	同 十一年	同 十四年	同 十八年	同 二十一年	同 二十三年	同 二十七年	同 二十八年
財産収入		四六、七三四	八、八四〇	五八、三七四	九七、六五八	六五、一二三	五三、三五八	二八、二四九	三六七、四〇七	六七三、四一六
雑収入		六九、九三九	七四五	八、八〇四	七、三九七	一、七一四				
繰越金				四五七	一七、一五八	三六				
寄附金			三一	二、八三九	二、〇九三	一五九				
土地売却代		一一六、六七三	九、六一五	七〇、四七三	一二四、三二二	六七、九六七	二四、七一四	二八、九二三	三六七、四〇七	六七三、四一六
計		一一六、六七三	九、六一五	七〇、四七三	一二四、三二二	六七、九六七	二四、七一四	二八、九二三	三六七、四〇七	六七三、四一六

2 歳 出

科目	年度	明治四十二年	同 四十五年	大正四年	同 九年	同 十五年	昭和 四年	同 七年	同 十一年	同 十四年	同 十八年
諸税及負担		一七五 円	一、三六六 円	四九七 円	四、六九七 円	一三、二七九 円	二〇、六二七 円	四、三四〇 円	二六、七六四 円	二六、七六四 円	一八、九一三 円
財産管理費		三八	二六五	六一一	八五三	三、八八三	四、三四二	三、九二三	一、六一六	三、三四九	二、二一四
積立金		一〇四	三四九	六一一	八五三	三、八八三	七、七二〇				九三五
一般会計繰入金		一九六	六、四六一	七一	一〇、四九九	七、〇〇〇	二五、四二四				四〇、九一六
その他の						七、六三四	六七、一五七				二、三九七
基本財産造成費			四八二		一五〇	一、七〇八	五〇三				二、〇九〇
翌年度へ繰越金						二、一七四	九五〇				
公債											二〇三
補助金		五二三	八、九三三	七一九	一六、一九九	三三、五〇四	一一五、七二三	八、五九二	二八、四六五	三一、三四四	六七、九六七
計		五二三	八、九三三	七一九	一六、一九九	三三、五〇四	一一五、七二三	八、五九二	二八、四六五	三一、三四四	六七、九六七

備考

- 一 明治四十二年度は財産の寄附採納の年度であって下半期分の貸地料のみである。
- 一 財産収入とは貸地料、小作料、貸家料、預金利子、立木又は原木売払代等である。
- 一 昭和七年度の著しい収入減は水害による米穀の収入減と、米価の低落によるものである。
- 一 昭和十八年度以降漸増を示しているのは物価の高騰による。
- 一 昭和二十一年度の収入増は基本財産の農耕地の解放による売却代金計上のためである。
- 一 本表記載の金額は円位以下を四捨五入した数字である。

(その二)

科目	昭和二十一年	同二十三年	同二十七年	同二十八年
基本財産造成費	二五、五九三	九三、八七一	一五八、五二二	二、一〇五、一〇六
財産管理費	七四、三九一	一五、八五三	二一、六七七	四九、六〇二
計	九九、九八二	一〇九、七二四	一八〇、一九八	二、一五四、七〇八

備考

- 一 諸税及び負担とは、基本財産に対する各種税金、土功組合費(土地改良区賦課金)等である。
- 一 積立金とは、財産蓄積金である。
- 一 一般会計繰入金とは基本財産の収益金より一般会計に繰り入れ負担の軽減に充当したものである。
- 一 昭和四年度に於て支出の多いのは、公債繰上償還等があったためである。
- 一 昭和七年度の諸税及負担の額の少ないのは、冷水害による凶作のため土功組合費等減免せられたためである。
- 一 昭和十九年度より予算編成方法が改訂せられ、従来基本財産特別会計として経理されていた財産関係の会計が一般会計と合併経理となったため、同年以後の数字は一般会計より抽出記載したものである。
- 一 昭和二十一年以降財産造成費の増額しているのは、農耕地解放後植林により基本財産を造成するため、特に植林に重点を置き植林費を要したのと、物価の高騰によるものである。
- 一 昭和二十八年年度の増額は、山林及住宅地を購入したためである。

市有財産 地方自治体として財産を保有し、造成維持すること

とについては前述のとおりであり、明治三十五年の支庁訓令、明治四十年の滝川村基本財産造成及び管理規則などによる町有財産について、大正年代の滝川町有財産調によると次のとおりである。

滝川町有財産調 (大正元年末現在)

一金三万四千二百四十七円二十三銭七厘也

第三章 特別会計

土地の部 内訳

区別	反歩別	価	格	一反歩時価
畑地	町反歩 四七・二六〇六	一、三四二・八八〇	円	二四・〇〇〇
宅地	・七四一〇	六六八・九九七		九〇・〇〇〇
役場敷地	・二三二五	一四二・九九九		六〇・〇〇〇
塵芥溜用地	・二一八	一〇・八〇〇		五・〇〇〇
学校敷地	・二〇〇〇	五〇・〇〇〇		二五・〇〇〇
同右	・九九一五	四五八・八五〇		二〇・〇〇〇
合計	五〇・六五一四	二、六七四・五二六		二三・〇〇〇

建物の部

区別	坪数	時	価	一坪時価
町役場	五七・二五		五七二・五〇〇	一〇・〇〇〇
同附属物品	一〇・〇〇		五〇・〇〇〇	五・〇〇〇
学校々舎	一、一九一・五九	一七、八七三・八五〇		一五・〇〇〇
同附属物置	一二・五〇	六二・五〇〇		五・〇〇〇
教員住宅	四二・九〇	三二一・七五〇		七・五〇〇
消防器械置場	二〇・〇〇	一〇〇・〇〇〇		五・〇〇〇
合計	一、三三四・二四	一八、九八〇・六〇〇		一五・〇〇〇

基本金の部

- 一 有価証券 三〇〇円〇〇〇
- 二、郵便貯金 二、二九二円一一一

△滝川町発展史▽

町有財産 (大正六年度末現在)

種別	土地		建物		有価証券	預金
	数量	時価	数量	時価		
一般基本財産 一 收益財産 二 部落財産 計	五、七	一四、五二	一	一	一	五、三
	三、三	三、七六	一	一	一	一、六
三、三	一、八、三	一	一	一	一	三、六

用途	面積	用途	面積	用途	面積
市役所庁舎 市役所車庫等	一、七四一・三一 一四、八三一・〇三	学校 住宅等 公園・遊園 文化センター・図書館・郷土館	三八五、六三二・八二 三一六、一七三・六三 三七五、〇九一・〇〇 一四、三三八・四一 一四、六四三・〇二 一、七三三・七七	観光施設 産業施設 社会福祉施設 墓地 体育センター 体育施設	六八、四四二・三三 二〇〇、〇七五・四六 一八四、二八一・八七 四二、二八三・〇〇 一、九二六・〇〇 一、六四六、四三五・八九
水稲試験地 給食センター	二三、七四二・二四 一、五〇〇・〇〇	駐車場・バス停			

一 行政財産土地の部

財産区分	種類	数量	価格	備考
公用財産	建土 物地	一九、九四六 一、八四四 ㎡	千円	

江部乙町

畜肉会計財産	国保財産	基金	普通財産
建土 有価証券 建物	建 金物	そ 育英の 文化センター 財政調整 建設 事業 他	有建土 価証 券物地
一、〇三二	九三	一〇、二四七 七、九五五 四、〇三五 一、八五	一四、〇九五 九、七五五
一、二五〇	八六六		一八〇

昭和五十四年三月三十一日現在の滝川市公有財産調は次表のとおりである。

基金		普通財産		診療所財産	公共用財産
債権	基金	出資 有価証券 等	建土 有価証券 物地	機 械・器 具 特 殊 施 設 工 作 物	建土 物地
			六五七七〇 三、五七七	一、七六七 一、一九四 一 三	二四、八六九 一、二六〇
三、二〇一	四、三〇〇	七〇〇	六五	三、五五一	
奨学資金	一般会計 特別会計 三、五五二 四、八				購入価格 建築価格

第六編 財政

二 行政財産建物の部

用途	面積	用途	面積	用途	面積
市役所庁舎	六、〇一七・七八 ^{m²}	給食センター	二〇六・六二	三文化施設	六、四四八・〇一
市役所車庫等	一、八九七・三〇	学校一二校	六九、〇五三・六七	体育関連施設	三、一九二・二〇
水稲試験地	一九九・八八	公営住宅	七八、一二七・三八	墓地関連施設	七九・二〇
下水道施設	一、二四四・五七	公・遊園関連	四一三・三九	社会福祉施設	一八、二七〇・七八
		八保育所・幼稚園	五、〇一〇・八九	バス	二九・一六
		産業関連施設	七四四・一二	計	一九〇、八五四・九五

三 普通財産土地の部

用途	面積	用途	面積
市営住宅	四七、九一五・七一 ^{m²}	空知、原野等	一二五、三二四・九五
公共用貸付	一七一、九〇二・三一	計	五、〇二四、五二九・九七
		国営農地開発事業用地	四、六七九、三九七・〇〇

四 普通財産建物の部

市営住宅 一二、一〇七・九五平方メートル 公共用貸付 二、六四八・四二平方メートル

五 基金

- (1) 学校林基金 山林 六五二、一四二平方メートル 立木 三、六五二立方メートル
 (2) 財産育成基金 山林 六、一七九、五一二平方メートル 立木 二、三、五一一立方メートル
 六 基金保管状況(昭和五十四年三月末日現在) (単位千円・以下四捨五入)

基金の名称	金額	基金の名称	金額	基金の名称	金額
学校林基金	六九八	土地開発基金	一八九、五七四	公営住宅敷金基金	四〇、一九二
簡易郵便局	三〇〇	畜産振興	一五、五九五	芸術文化振興	二〇、〇四一
財政調整	七、九九〇	西高整備	三五、〇五三	大施設置	一〇一、五五〇
財政育成	二、八一二	農村総合整備モデル事業費積立	三七、三五九	ごみ処理施設建設	四〇、〇〇〇
育英事業	五、三七三	社会福祉事業振興積立	五〇、〇〇二	郷土美術館建設費等積立	六、三〇〇
国民健康保険準備	一四、六四二	発明工夫奨励	一、一二五	体育振興	一〇、〇三〇
				合計	五七八、六三五

第二節 窮民救済基金特別会計

窮民救済基金は本町(市)の水火災など災害の場合に罹災窮民救済の目的で積立てたもので、大正十一年二月八日規則第一号により「滝川町窮民救済基金ニ関スル規則」が、同日同第二号により「滝川町窮民救済基金特別会計規則」が制定された。

滝川町窮民救済基金特別会計規則

第一条 窮民救済基金ノ収支ハ一般会計と区分シ特別会計トス
 第二条 左ノ収入ヲ以テ歳入トス

- 一 基金ヨリ生スル収入
 - 二 指定寄附金
 - 三 一般会計ヨリ補充金
 - 四 基金支消金
- 第三条 左ノ支出ヲ以テ歳出トス

- 一 蓄積金
 - 二 窮民救助金
- 附 則

本規則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

この規則は大正十一年の發布となつてゐるが、前年から特別会計として計上され、昭和に入つてから「備荒基本財産罹災救助基金」と改称されたが、昭和十九年度に廃止された。
 左に年度別一覧表を掲げる。

滝川町窮民救済基金特別会計決算表

第三章 特別会計

年 度	歳 入	歳 出	年 度	歳 入	歳 出
大正 十年	五三・六五 銭	五三・六五 銭	大正十三年	六三・五七 銭	六三・五七 銭
同 十一年	五六・二八	五六・二八	同 十四年	六八・八八	六八・八八
同 十二年	六〇・二〇	六〇・二〇			

特別会計 備荒基本財産 歳入歳出決算
 罹災救助基金

年 度	歳 入	歳 出	差	引
昭和 八年	七八・一三 銭	七八・一三 銭		
同 九年	三、二六五・〇〇	三、二六五・〇〇		
同 十年	五〇〇・七四	四六四・〇〇	三六・七四	
同 十一年	四八九・三二	四四〇・〇〇	四九・三二	
同 十二年	五四六・八五	四九五・〇〇	五二・八五	
同 十三年	四〇六・四七	三四四・〇〇	六二・四七	
同 十四年	三六二・六五	三六二・六五		
同 十五年	七七七・五一	五四八・〇〇	二二九・五一	
同 十六年	七七七・三四	五二七・〇〇	二五〇・三四	
同 十七年	八〇九・一二	八〇九・一二		
同 十八年	五七五・八二	五七五・八二		

第三節 市立病院特別会計

保健衛生面から強く要望のあつた町立社会病院は、昭和九年十一月一日開院の運びとなつた。

このことについては第七編第一章第四節市立病院の項を参照にされたい。昭和三十二年度からは地方公営企業法の一部適用(財務規定)による企業会計方式を採用している。

左に年度別病院歳入歳出決算表及び昭和三十一年度以降は企業会計方式による表を掲げる。

年度別町(市)立社会病院歳入歳出決算表(△は赤字)

年 度	歳 入	歳 出		差 引 残	年 度	歳 入	歳 出		差 引 残
		経 常	臨 時				計	差 引 残	
昭和八年	一三六、〇八〇・六〇	三六、三五〇・九九	二八、二八四・一七	一〇七、七九六・四三	昭和二十六年	三〇三、三三三	二八、二八四・一七	△ 四八〇、四八三	△ 一〇七、七九六・四三
同 九年	一五五、〇七八・四七	八二、六七二・八六	二九、〇六一・七六	八、一〇九・七二	同 二十七年	四四、一九六、五九	一四六、九六八・七五	△ 一、五九八、八五	△ 八、一〇九・七二
同 十年	一二〇、〇六六・四一	八八、一五一・七〇	二九、七二七・一二	七、六六六・一三	同 二十八年	四、九七九、〇七	一一二、三九九・九八	△ 四、三三〇、〇三	△ 七、六六六・一三
同 十一年	一二四、七六二・七九	一一〇、四六八・〇〇	一七、四四〇・八一	九、一七〇・二八	同 二十九年	五、七六、〇三	一〇五、五九二・五一	△ 七、三三〇、三九	△ 九、一七〇・二八
同 十二年	一四九、六八四・三七	一二〇、六四九・二八	三三、八五一・九四	五、三六四・一三	同 三十一年	六、〇七九、一八	一四四、三一九・九四	△ 三、七六、三六	△ 五、三六四・一三
同 十三年	一七七、五〇一・七二	一四七、五三一・四四	三六、一〇七・一五	二〇、七四五・二九		七、〇七、〇三	一五六、七五六・四三		
同 十四年	二二二、三九〇・九九	一八三、〇〇二・九八	四五、五一・九二	一九、三四七・五六		二、二六、三三三・四七	一九三、〇四三・三六		
同 十五年	二五七、二八七・九九	二三四、六九〇・四四	四三、三三〇・四九	二〇、九五四・五二		二、五九、五九七・九六	二二六、三三三・四七		
同 十六年	三〇一、二七〇・九四	二九二、九七六・二五	二四、九〇七・五二	四一、六七二・九八		三、七二、三〇七・七一	二五九、五九七・九六		
同 十七年	三八七、三〇六・六三	二八九、六二五・二三	七九、三三一・四六	一四、九九八・九二		三、七二、三〇七・七一	三七二、三〇七・七一		
同 十八年	三二一、五六三・二五		二〇、九二二・二七	一一、〇一五・七五		三、一〇、五四七・五〇	三一〇、五四七・五〇		
昭和十九年	四四一、一五								
同 二十年	四七七、四七								
同 二十一年	一、八五、九六								
同 二十二年	五、〇七、六四								
同 二十三年	三、五八、四四								
同 二十四年	一、九、四三								
同 二十五年	三、八六、四七								

第四節 上水道特別会計

市の公益事業のひとつで詳細には「第七編第三章第二節上水道」の欄を参照にされたい。昭和三十三年からは公営企業法の一部を適用し現在企業会計方式に切り換えられている。

左に年度別歳入歳出決算表を掲げ、昭和五十三年度には損益計算表を付した。

年度別特別会計上水道歳入歳出決算表

年 度	歳 入	歳 出	差 引
昭和二十八年	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 二九年	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
同 三〇年	六、四五四、三六	六、〇九二、四六	△ 八、七四九、一〇
同 三一年	二六、九四八、〇八	二六、九三三、九三	△ 一、五一四、一五
同 三二年	三三、一四四、〇〇	三、六二二、九三	△ 三三、〇二一、〇七

企業会計方式による収入支出決算表

年 度	区 分	取 入	支 出	差 引
昭和三十三年	収益的	二七、八四四、九〇	二五、九四四、〇〇	△ 一、九〇〇、九〇
同 同	資本的	三三、七五〇、〇〇	二四、三三六、九三	△ 五、四一三、〇七
同 同	収益的	三〇、六四九、八八	二九、七〇六、七七	△ 九四三、一一
同 同	資本的	一五、〇一四、〇〇	四、二六六、七五	△ 一〇、七四七、二五
同 同	収益的	三三、五一、三五	三、八〇〇、四四	△ 三、四二九、〇九
同 同	資本的	三三、〇〇〇、〇〇	六、三六〇、三七	△ 二、六三九、六三
同 同	収益的	三、七〇、三五	三、四六七、九元	△ 三、七六七、六四
同 同	資本的	二、八〇〇、〇〇	一、三二二、六四	△ 一、四七七、三五
同 同	収益的	元、六七、八三	三、八七、九六	△ 三、二〇二、一三

昭和三十三年	資本的	二、八〇〇、〇〇	一、三二二、六四	△ 一、四七七、三五
同 同	収益的	三、七〇、三五	三、四六七、九元	△ 三、七六七、六四
同 同	資本的	三三、〇〇〇、〇〇	六、三六〇、三七	△ 二、六三九、六三
同 同	収益的	三三、五一、三五	三、八〇〇、四四	△ 三、四二九、〇九
同 同	資本的	一五、〇一四、〇〇	四、二六六、七五	△ 一〇、七四七、二五
同 同	収益的	三〇、六四九、八八	二九、七〇六、七七	△ 九四三、一一
同 同	資本的	三三、七五〇、〇〇	二四、三三六、九三	△ 五、四一三、〇七
同 同	収益的	二七、八四四、九〇	二五、九四四、〇〇	△ 一、九〇〇、九〇
昭和三十一年	資本的	二六、九四八、〇八	二六、九三三、九三	△ 一、五一四、一五
同 同	収益的	六、四五四、三六	六、〇九二、四六	△ 八、七四九、一〇
同 同	資本的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
同 同	収益的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
昭和三十年	資本的	三三、一四四、〇〇	三、六二二、九三	△ 三三、〇二一、〇七
同 同	収益的	三、六二二、九三	三、六二二、九三	△ 〇
昭和二十九年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十八年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十七年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十六年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十五年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十四年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十三年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十二年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十一年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和二十年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十九年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十八年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十七年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十六年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十五年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十四年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十三年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十二年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十一年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和十年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和九年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和八年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三
昭和七年	資本的	二七、四九五、五六	二四、六六六、九九	△ 七、八二八、五七
同 同	収益的	四四、四七三、四九	五、五五〇、六六	△ 八、〇二二、八三

昭和五十三年度水道事業会計決算

収		入		支		出	
費目	決算額	費目	決算額	費目	決算額	費目	決算額
収益的収入		収益的支出		資本的収入		資本的支出	
第一款 水道事業収益	五七、二六、五七 円	第一款 水道事業費用	五三、四九、一〇元 円	第一款 資本的収入	三〇、九三、〇〇	第一款 資本的支出	二九六、〇五、五二
第一項 営業収益	五六、六一、八七元	第一項 営業費用	四七、七〇、五三	第二項 企業債	一八四、〇〇、〇〇	第二項 建設改良費	二六、三三、八五
第二項 営業外収益	一、〇四、七六元	第二項 営業外費用	五、五〇、五六	第三項 工事負担金	一六、九三、〇〇	第三項 企業債償還	三、七三、六六
資本的収入		資本的支出		第三項 開発費	一〇、〇〇、〇〇		
第一項 資本的収入	三〇、九三、〇〇	第一項 資本的支出	二九六、〇五、五二				
第二項 資本的収入	一八四、〇〇、〇〇	第二項 資本的支出	二六、三三、八五				
第三項 資本的収入	一六、九三、〇〇	第三項 資本的支出	三、七三、六六				

第五節 国民健康保険特別会計

昭和十八年滝川町国民健康保険組合が創設運営されていたが、昭和二十八年年度町の特別会計となつている。組合当時のことについては第七編第一章第六節の欄を参照のこと。次に二十八年度からの歳入歳出決算表を掲げる。

滝川市国民健康保険事業勘定特別会計及び診療所・診療施設勘定歳入歳出決算表

年 度	区 分	歳 入	歳 出	差 引
昭和二十八年	—	三〇、九四、七〇 円	三〇、〇六、二三 円	八、八八、四七 円
同 二九年	—	二四、五四、五〇	三、七六、三三	一、八〇、一六
同 三〇年	事業勘定	一四、四六、六六	一四、四八、九一	七、七六

第三章 特別会計

年 度	区 分	歳 入		歳 出		差 引	執行率
		予算規模 A	決算額 B	入	出		
昭和三十一年	診療所			二、八五、一七	二、八四、四八	九、七五	
同 三二年	診療所			一、七九、二四	一、七九、三三	一〇、一〇	
同 三三年	診療所			一、五七、四四	一、六五、六五	一、七九	
同 三四年	診療所			一、八〇、一九	一、八〇、八四	二〇、三三	
同 三五年	診療所			一、七四、〇八	一、七四、六五	一、三三	
同 三六年	診療所			二、四、五二、一九	二、四〇、三、三三	四三、八六五	
同 三七年	診療所			三、五三、九九	三、五七、五〇	五、九元	
同 三八年	診療所			二、九〇、三〇	二、四四、〇元	一、九六、六元	
同 三九年	診療所			二、四〇、一三	二、四三、〇元	二、七元	
同 四〇年	診療所			七、〇三、二二	六、四四、〇五	五、七六、〇七	
同 四一年	診療所			五、一九、九七	五、七九、一七	三、四九、一五〇	
同 四二年	診療所			四、二四、〇五	四、二四、〇五	〇	
同 四三年	診療所			七、〇三、二二	七、〇三、二二	〇	
同 四四年	診療所			五、一四、八五	五、一四、八五	〇	
同 四五年	診療所			九、七九、七七	九、四四、一五	二、三〇、五二	
同 四六年	診療所			二、七三、四元	二、三六、八九	四、三六、九八	
同 四七年	診療所			一、四、〇六、五元	一、三三、〇三、五〇	六、九三、〇三	
同 四八年	診療所			一、五、八〇、二二	一、三六、七〇、八九	一、〇〇、九三	
同 四九年	診療所			三、六、四九、七三	三、五〇、四三、五〇	一、〇〇、三六元	
同 五〇年	診療所			三、五、四九、七三	三、五、四九、七三	〇	
同 五一年	診療所			三、五、四九、七三	三、五、四九、七三	〇	
同 五二年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 五三年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 五四年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 五五年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 五六年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 五七年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 五八年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 五九年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六〇年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六一年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六二年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六三年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六四年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六五年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六六年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六七年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六八年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 六九年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七〇年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七一年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七二年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七三年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七四年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七五年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七六年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七七年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七八年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 七九年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八〇年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八一年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八二年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八三年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八四年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八五年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八六年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八七年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八八年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 八九年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九〇年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九一年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九二年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九三年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九四年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九五年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九六年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九七年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九八年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 九九年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	
同 一〇〇年	診療所			一、〇一、三〇、七五	一、〇一、三〇、七五	〇	

昭和五三年	歳出	一、三九〇、〇〇〇	一、三九四、七三六	四、三三九、七〇〇	九、七
	差引			三、九五〇、二七二	
				基金繰入金二、〇〇〇、〇〇〇円	
				翌年度繰越額一、五八、二七二	

江部乙町国民健康保険特別会計

昭和十三年十二月五日村立江部乙医院を開院し、村立江部乙医院特別会計により経理をしていたが、昭和二十四年国民健康保険法により、十一月一日から町立江部乙国民健康保険事業に移行した。

村立江部乙医院特別会計決算

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引
昭和十四年	二三、四〇五 円	二六、一三九 円	△ 二、七三四 円
同 十七年	二九、五四一	二七、七六三	一、七七八
同 二〇年	七九、九四三	七五、九三一	四、〇一二
同 二二年	六〇四、一六三	六〇三、三九三	七七〇
同 二四年	一、五一〇、五八四	一、四六七、五三三	四三、〇五一

江部乙町国民健康保険特別会計決算（事業勘定・直営診療施設勘定）

年 度	歳 入		歳 出		差 引
	区 分	歳 入	区 分	歳 出	
昭和二十五年		七、八〇四、〇〇一 円		七、四四九、四六八 円	三五四、五三三 円
同 二六年		九、〇七二、四〇七		九、〇三九、九六二	三二、四四五
同 二七年		一三、六五三、三一		一三、六三一、六七七	二一、六三四
同 二八年		一八、三四五、二四七		一七、四〇三、六二八	九四一、六一九
同 二九年	事業勘定	二、〇七、六九	事業勘定	九、六九、七〇四	△ 一、七、九一五
	直診勘定	五、〇五、二一		五、五四、六一	△ 四九、四七〇
同 三〇年	事業勘定	八、五二、四九	事業勘定	八、五二、四三	△ 六
	直診勘定	七、四〇、二二		七、九五、七四	△ 三、四七
同 三一年	事業勘定	八、三〇、六八	事業勘定	九、五三、六九	△ 一、二三、〇一
	直診勘定	九、〇四、三七		一〇、六三、三三	△ 一、五八、九六

年 度	事業勘定	直診勘定	差 引
昭和三二年	二、七五、二七	一〇、八九、六〇	△ 九、一四、三三
同 三三年	七、八五、一七	一、二〇、五三	△ 六、六四、六四
同 三四年	三、二九、九七	一、〇六、五七	△ 二、二三、四〇
同 三五年	九、六四、七四	三、九四、八〇	△ 五、六九、九四
同 三六年	三、六七、五三	三、七四、四八	△ 六、六七、九五
同 三七年	三、三三、五七	五、四九、八三	△ 二、一六、二六
同 三八年	一、四三、七九	三、九八、六九	△ 二、五四、九〇
同 三九年	三、四三、四九	一、四四、三三	△ 二、九九、一六
同 四〇年	九、九三、〇〇	一、九〇、九三	△ 八、〇二、〇七
同 四一年	二、〇三、三三	一、四四、三三	△ 六、〇九、〇〇
同 四二年	七、〇六、一〇	六、四四、一六	△ 六二、九四
同 四三年	二、四八、一〇	三、六九、八五	△ 一、二一、七五
同 四四年	二、九六、五〇	三、〇一、八二	△ 〇、〇五、三二
同 四五年	三、〇二、五〇	三、〇一、八二	△ 〇、〇〇、六八

第六節 江部乙町国民健康保険病院事業会計

昭和四十五年度より江部乙町国民健康保険病院となり、企業会計

方式による特別会計とした。国保病院は昭和四十六年度から新市に引き継がれ現在に至っている。

江部乙国保病院事業会計歳入歳出決算

年 度	区 分	収 入	支 出	差 引
昭和四五年	収益的 資本的	七、六三三、八八 七、四三三、六七	八、五三三、六四 七、四三三、六七	△ 七五三、二一六
同 四六年	収益的 資本的	九、〇九一、三三 一〇、三六〇、〇〇	九、〇〇八、九五 三、三三三、三六	△ 五九七、三七
同 四七年	収益的 資本的	九、〇九一、三三 二、三五〇、〇〇	二、八七三、〇三 三、六三三、三四	△ 一九六、八〇
同 四八年	収益的 資本的	二、三五〇、〇〇 一七、三五四、七九	四、〇五三、四四 二、一九三、七五	△ 一、三六、三四
同 四九年	収益的 資本的	一五、三三七、二一 七、五八〇、〇〇	八、五九五、三七 一〇、八八八、八〇	△ 三、二六、〇六
同 五〇年	収益的 資本的	一四、五六、四四 一〇、七九〇、〇〇	三、三六四、一七 三、一〇三、七三	△ 一、四五一、五
同 五一年	収益的 資本的	二七、九六六、九 一〇、三九〇、〇〇	三三、六四八、九 一、四〇〇、九五	△ 一四、九八、三〇
同 五二年	収益的 資本的	三〇、九三三、七 三六、四五〇、〇〇	二四、〇七六、六 三〇、四四〇、〇〇	△ 一、一五、七九 △ 一、〇〇

昭和五十三年江部乙国民健康保険病院事業会計決算

項 目	入	項 目	出
収益の収入		収益の支出	
第一款 病院事業収益	三九、三四四、四六 円	第一款 病院事業費用	三八、四六六、六四 円
第二項 医業収益	二七四、三三、〇七	第二項 医業費用	二八、一七、九〇
第二項 医業外収益	四、三三、四〇	第三項 医業外費用	一七、九、一五
資本の収入		資本の支出	
		第三項 特別損失	一八、五三、五七

第三章 特別会計

第一款 資本的収入	四、五三三、〇〇	第一款 資本的支出	六、五三三、元四
第一項 他会計出資	四、五三三、〇〇	第一項 建設改良費	一、九三三、〇〇〇
		第二項 企業債償還	四、五九一、元四

第七節 下水道事業特別会計

下水道事業の円滑な運営とその経理の適正をはかるため、昭和四十三年四月一日滝川市条例第一号をもって「滝川市下水道事業特別会計条例」を公布した。

滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算表

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引 額
昭和四三年	一、八五〇、一八 円	一、八、四七六、三〇 円	四四〇、三
同 四四年	一、九、四九〇、〇一	三、七、七五三、七六	一、七三三、七六
同 四五年	八、五三〇、九六	八、〇、六六八	三、〇九、三〇
同 四六年	二、一、九八、九五	二、〇、一、六八、五五	九、四六、四〇
同 四七年	二、四八三、六〇	二、九、二九、七六	五、六一、八三
同 四八年	三、八、一八八、八二	三、三、九七、八四三	一四、四〇、九四
同 四九年	七、三、九七、九一	三、〇、三三、二九	一五、五四、九六
同 五〇年	八、五、四四四、五五	七、五、四四四、五五	八、三、四、〇
同 五一年	一、一、七、〇七、九〇	八、五、八五三、八三	二、五〇、六四三
同 五二年	一、一、七、〇七、九〇	一、一、四、七七、七六	三、四、三〇、一四

昭和五十三年度下水道事業特別会計決算額

歳 入	歳 出
款 目 決算額	款 目 決算額
一 使用料及び手数料	一 下水道費
円	円
	一、一、四、三三、七二

一 下水道使用料	四、一〇、四三六	一 一般管理費	三、五八、五五四
二 分担金及び負担金	四〇、九三、八六九	二 水洗化促進費	四、〇四、八八四
一 受益者負担金収入	四〇、九三、八六九	三 下水道維持費	二、五九、六三三
三 国庫支出金	五三、一六、二二五	四 修末処理場管理費	四〇、七二、七六七
一 下水道事業費補助金	五三、一六、二二五	五 排水設備工事費	三、五、一〇〇
四 繰入金	一〇、九〇、〇〇〇	六 下水道整備事業費	一、〇元、一〇〇、八九三
一 一般会計繰入金	一〇、九〇、〇〇〇	二 公債費	一、五、五八、五八〇
五 繰越金	三、四、五九、元四	三 諸支出金	三、二五〇
一 繰越金	三、四、五九、元四		
六 諸収入	六、四八、四七七		
一 下水道受託事業収入	三、四四、五八六		
二 延滞金加算及び過料	三、〇四、五八六		
三 貸付金元利収入	五、二〇一		
四 雑収入	四、二〇六、六六三		
七 市債	一、九八四、〇六六		
一 下水道事業債	五三、七〇〇、〇〇〇		
歳入合計	一、三三、五、七四〇、三五一	歳出合計	一、三九、九二、六三二

第八節 公営住宅敷金特別会計

昭和四十九年三月三十日条例第四号をもって「滝川市公営住宅敷金特別会計条例」を公布して、公営住宅敷金の円滑な運営と、その經理の適正をはかるため特別会計を設置した。

滝川市公営住宅敷金特別会計歳入歳出決算表

年 度	歳入決算額	歳出決算額	差 引 額
昭和四十九年	一三、〇九、五〇〇 円	一三、六三、四四〇 円	四八、〇〇〇 円
同 五〇年	一五、三三、〇四四	一四、七九、三七〇	五三、六七四
同 五一年	一一、六九、六五五	一一、〇一〇、〇〇〇	六八、三五五

昭和五十二年 一七、五五、〇〇〇 一五、〇九、一五〇 二、四六、七五〇

昭和五十三年度公営住宅敷金特別会計

歳 入	歳 出
款 項	款 項
一 公営住宅敷金収入	一 公営住宅敷金支出金
二 繰入金	二 諸支出金
一 他会計繰入金	一 他会計繰出金
三 繰越金	二 基金
四 諸収入	
一 利子収入	
歳入合計	歳出合計
三、四〇、六〇四	三〇、九五、九五〇

第九節 勤労者福祉共済特別会計

昭和五十年十月十四日条例第三三号をもって「滝川市勤労者福祉共済特別会計条例」を公布して、勤労者の共済事業を円滑に運営し、その經理の適正をはかるため特別会計を設置した。

滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算表

年 度	歳入決算額	歳出決算額	差 引 額
昭和五〇年	一、二六〇、二一八 円	九〇二、八九六 円	三五七、三三二 円
同 五一年	二、〇六四、一九一	一、四五八、二二三	六〇五、九六八
同 五二年	五、〇二二、六九二	三、八八七、三八〇	一、一三五、三一二

昭和五十三年度決算

歳入		歳出	
款項	決算額	款項	決算額
一 共済掛金収入	二、五二、〇〇〇 円	一 総務費	五、一〇〇
二 繰越金	一、二五、三三三	一 総務管理費	二、四三七、〇〇〇
三 諸収入	三、三〇、三三三	二 共済給付費	三、一五、〇〇〇
一 預金利子	二、一〇〇	三 住宅建設資金貸付金	三、一五、〇〇〇
二 貸付金元利収入	三、二〇、〇〇〇		
歳入合計	六、八五、五五五 円	歳出合計	五、六四、六〇〇

第十節 特別会計納税証券

昭和二十三年四月、滝川町では財政赤字対策として納税証券を発行することにした。納税証券とは町が町民から経理資金を借入れるために発行するもので、それはまた納税貯蓄にもなり納税成績をあげる一挙兩得の方法と考えられるものであった。

同年五月三日に発行された納税証券は一通の額面を一〇〇円として一万通、金額にして一〇〇万円をもって一組とした。必要に応じて何組でも発行できる。

この証券は無利子であるが一組ごとに一等一本一万円、二等三本一、〇〇〇円、三等一〇〇円二〇本、四等一〇円三〇〇本、等外二円九、六七六本の報奨金を付けるといふものである。抽せん日を定めこれから一年以内に報奨金を支払うが、証券は六カ月を経過してから五年間有効で、納税の場合はこの証券で納入すればよいわけ

ある。

しかし、この証券の発行は昭和二十三年度に一回（一〇〇万円）だけで終わり、この特別会計は昭和三十一年条例第一号公布により廃止された。

特別会計納税証券歳入歳出決算

年 度	歳 入	歳 出	差 引
昭和二十三年度	一、〇四、四九六・三六 円	六六、四六・〇〇	四〇八、〇〇八・三六 円
〃 二十四年度	四〇、五六・九三	二八、四〇・〇〇	一〇、〇六・九三
〃 二十五年度	三、六七・〇〇	二七、二〇・〇〇	九四、四七・〇〇
〃 二十六年度	六、三六・四〇	三、七〇・〇〇	八三、五六・四〇
〃 二十七年 度	八、三四・〇〇	三、四〇・〇〇	八、九四・〇〇
〃 二十八年 度	八、九四・〇〇	五、〇〇・〇〇	八、四四・〇〇

第十一節 公益質屋特別会計

昭和二十八年十一月二十六日、条例第四〇号をもって「滝川町公益質屋条例」及び「同条例施行規則」を制定し、同年十二月五日から開設され、昭和四十一年度をもって廃止された。年度別決算表は次のとおりである。

滝川市公益質屋特別会計歳入歳出決算表

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引 額
昭和二十八年	一、〇四〇、三七一 円	一、一八三、二八九 円	△ 一四二、九一八 円
同 二十九年	二、六四六、四五一	二、三七八、五四三	二六七、九〇八
同 三十年	三、九四四、〇九三	二、九三七、八七九	一、〇〇六、二一四
同 三十一年	三、八九九、四八一	二、七二四、五六三	一、一七四、九一八

昭和三二年	一、一七九、六〇三	一、一七九、六〇三	三、九二四、九一八	一、一七九、六〇三
同 三三年	一、二三〇、二七七	九一、五九〇	三、七八三、九九二	三、一八、六七八
同 三四年	一、三九〇、九〇四	一、一八八、三八八		二〇二、五一六
同 三五年	一、二一〇、四九〇	九六四、九九五		二四五、四九五
同 三六年	一、一〇一、六七五	八四八、六三五		二五三、〇四〇
同 三七年	九三三、〇二五	八九八、四六三		三四、五六二
同 三八年	七二三、二六八	五七五、六二八		一四七、六四〇
同 三九年	七五三、七二九	六三一、七七四		一一一、九五五
同 四〇年	七五九、九九八	六四二、七三八		一一七、二六〇
同 四一年	三、九二四、九一八	三、七八三、九九二		一四〇、九二六

(四十二年度より一般会計へ繰越)

第十二節 屠場(畜肉センター)特別会計

昭和二十八年十一月二十六日、町条例第三八号により「屠場使用条例」を制定し、西町にあった屠場を昭和三十一年二月東町に新築移転し、同三十二年度から特別会計とした。屠場のことについては「農業」の欄を参照のこと。屠場は昭和四十七年度をもって廃止された。各年度の決算表は次のとおりである。

滝川市屠場特別会計歳入歳出決算表

年 度	歳入決算額	歳出決算額	差 引 額
昭和三二年	七三八、八〇〇円	六六九、八一二円	六八、九八八円
同 三三年	一、九七八、八八八	一、五五七、一二七	四二一、七六一
同 三四年	二、五一五、六二二	一、八七〇、五四八	六四五、〇七四
同 三五年	二、三八四、七三四	二、二五七、八二一	一二六、九一三
同 三六年	二、一四六、二一一	一、八四一、二二八	三〇四、九八三
同 三七年	二、六六二、八四三	一、八七八、六七七	七八四、一六六

昭和三八年	二、七一、九〇九	一、八五五、二四五	八五六、六六四
同 三九年	三、二五四、四五四	二、一一七、六四六	一、一三六、八〇八
同 四〇年	三、六八七、一五九	三、二〇三、五八五	四八三、五七四
同 四一年	三、八五〇、四二九	三、二三九、一六〇	六一一、二六九
同 四二年	四、一三七、〇八〇	三、二六四、〇一六	八七三、〇六四
同 四三年	三、九三七、五一三	三、五七七、〇〇一	三六〇、五一二
同 四四年	三、九四七、〇五三	三、九四七、〇五三	〇
同 四五年	四、五二三、五三四	四、五一、八九二	一一、六四二
同 四六年	六、四一七、〇一八	五、一一一、〇九〇	一、三〇五、九二八
同 四七年	一六、八八二、七〇八	一六、八七五、七二四	六、九八四

昭和四十七年度決算額

(昭和四十年年度以降「屠場」を「畜肉センター」と改称)

第十三節 その他の特別会計

滝川工業高等学校移転特別会計

昭和三十五年度特別会計に道立滝川工業高校移転新築を加えた。その会計決算については次のとおりである。

歳入合計	歳 入		歳 出	
	款 項	決 算 額	款 項	決 算 額
一六、八八二、七〇八	一 運営収入	一、〇四五、二〇〇円	一 運営費	二、〇二七、七二四円
	二 営業外収入	九九三、九〇〇	二 公債費	〇
	三 繰越金	一、三〇五、九二八	三 繰出金	一四、八四八、〇〇〇
歳入合計		一四、五三一、五八〇		一四、八四八、〇〇〇
歳入合計		一六、八八二、七〇八	歳出合計	一六、八七五、七二四

滝川工業高等学校移転特別会計決算

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引 額
昭和三五年	107,056,330 円	169,431,116 円	△ 68,374,786 円
同 三六年	207,447,717 円	167,440,326 円	△ 37,007,391 円

滝川警察署移転特別会計

滝川警察署の移転新築に際し、昭和三十六年度に特別会計を置いた。この会計の決算については次のとおりである。

滝川警察署移転特別会計決算

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引 額
昭和三六年	107,647,000 円	197,973,034 円	△ 76,326,034 円

滝川市宅地造成事業特別会計

滝川市の宅地造成のため、次の年度に特別会計を置いた。

滝川市宅地造成事業特別会計決算

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引 額
昭和三七年	168,000 円	161,513,316 円	△ 161,345,316 円
同 三八年	447,579 円	5,253,955 円	△ 4,806,376 円
同 三九年	3,632,034 円	3,676,816 円	△ 44,782 円

滝川市官公庁等整備特別会計

官公庁の移転及び新改築をはかるため、次の年度に特別会計を設置して官公庁の整備をはかった。

滝川市官公庁等整備特別会計決算

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引 額
昭和三七年	6,443,616 円	23,301,011 円	△ 16,857,395 円

第三章 特別会計

昭和三八年	76,033 円	31,047,616 円	△ 31,287,583 円
同 三九年	1,042,316 円	5,230,433 円	△ 4,188,117 円
同 四〇年	5,649,713 円	5,344,716 円	△ 304,997 円

江部乙町奨学資金特別会計

江部乙町では高等学校、大学学生に対する奨学資金貸付に特別会計を設けた。ただし、これは二カ年間で昭和三十九年度以降は一般会計教育費で扱い特別会計は廃止した。

江部乙町奨学資金特別会計決算

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引 額
昭和三七年	531,941 円	518,600 円	13,341 円
同 三八年	469,600 円	469,600 円	0 円

江部乙町簡易水道事業特別会計

江部乙町市街地に上水道を敷設するため、滝川市上水道を延長し整備をはかるための事業を行ったが、この経理に当たって江部乙町簡易水道事業特別会計を設置した。

江部乙町簡易水道事業特別会計決算

年 度	歳入 決算額	歳出 決算額	差 引 額
昭和四二年	6,026,215 円	6,007,333 円	18,882 円
同 四三年	3,363,516 円	3,363,516 円	0 円

第四章 納 税

第一節 納税奨励と納税組合

諸税納入成績の向上と納税思想の普及徹底をはかるため、歴代の理事者は各々努力を重ねている。

より徹底的に納税を向上させるためには個々よりも町内会、部落会単位で納税をはかれば効率をあげることができると、大正年代に入って納税奨励規程が設けられた。

江部乙村では大正六年三月二十二日告示第九号をもってこの規程を公布している。昭和十六年まで数度改正しているが、部落会、町内会を単位として納税奨励を進め、一カ年間各種公課を納期内完納した場合は、村が定めた予算から一〇分の五を戸数割、他の一〇分の五を納税額割とし、五カ年間完納部落には金二円の金品、成績良好な教化部長には一〇円以内の金品をもって善行表彰するといふものである。

滝川町では納税組合の設立に動き大正十二年四月に西一丁目の西一区や西五丁目の西五区に結成をみて昭和に入り次々と納税組合が誕生し、昭和十四年末現在では八二組合となり、全町的地域と職場単位でも設立をみている。

昭和二十四年六月一日、町では納税組合の設立を勧奨し、また町税の子納制度を設けて税の完納に努めた。

昭和二十六年四月十日法律第四百十五号をもって納税貯蓄組合法が制定された。その目的とするところは納税と貯蓄の両面を奨励することにあり、納税資金を計画的に備蓄させるといったねらいがある。

滝川町では七月以来組合結成の勧奨に乗り出し、一定地域ごとや職場を単位として一〇人以上をもって結成させ、補助金の交付とか利子に対し所得税がからないなどの恩典があり、逐次組合数も増加していった。昭和二十七年三月二十五日規則第二号「滝川町納税奨励規則」を制定した。

江部乙村でも昭和二十七年四月一日に同規則を公布した。

初期のころの年別納税貯蓄組合設立状況は次のとおりである。

区 分	二六年	二七年	二八年	二九年	三〇年	三一年	三二年	三三年	三四年	三五年
滝川町	二	四	九	六	九	一	三八	一八	三	一
江部乙町	九	一六	六	五	三	一三	四	七	一〇	六

昭和三十年代に入り各単位納税貯蓄組合が連合結成して納税思想の普及啓発をはかる市町村単位の連合会組織がみられるようになり滝川町では昭和三十三年五月一日農業地区連合会の結成をみた。市街地区は昭和三十六年三月三十日に連合会の発足となった。

江部乙町ではこのころから全町的な単位組合組織の設立と統合を考慮していたが、昭和三十九年二月二十九日に江部乙町納税貯蓄組合連合会が結成し、規約の制定と役員を選出が行われた。

昭和四十二年八月十九日各市町の連合会組織ともいふべき、滝川税務署管内一二連合会をもって『中空知地区納税貯蓄組合連合会』が設立された。これは法に基づき会員の指導育成及び会員の行う事業についての連絡調整、納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行うとともに常に常に税務署及び地方公共団体との緊密な連携を保つことを目的としたものである。この事業としては次のとおりである。

- 1 納税貯蓄組合又は組合員と金融機関との連携、あつせんに関すること。
- 2 振替納税の指導推進。
- 3 単位組合の育成。
- 4 組合の設立及び加入に関すること。
- 5 広報に関すること。
- 6 納税表彰に関すること。

納税奨励のための組合設立に当たって市の規則の改正が幾度か行われているが、現在の制度は次のとおりである。

- 1 納税貯蓄組合設立補助金は組合二〇人未満は一組合につき一、〇〇〇円、二〇人以上三〇人未満二、〇〇〇円、三〇人以上五〇人未満三、〇〇〇円、五〇人以上八〇人未満四、〇〇〇円、八〇人以上一五〇、〇〇〇円
- 2 普通補助金として一月二十日までに八〇パーセント以上の納付率となった組合の納税義務者一人につき五〇円
- 3 特別補助金として各納期ごとに完納した組合は納付済額の二〇〇分の二・〇五、一月二十日までに全額納付した組合は一〇〇分の一・六、一月二十日までに八〇パーセントを納付した上記以外の組合には一〇〇分の〇・九を各々補助する。ただし、五万円を超えない範囲である。
- 4 納税功労表彰として五年以上引続き優良な納税成績を上げた組合及び役員。組合、連合会の設立に尽し納税思想の向上に寄与した者などとなっている。

第四章 納 税

以上の規定により昭和二十八年以降、市町長表彰、空知支庁長、道知事表彰と多くの組合・個人が受賞している。

歴代連合会長名、期間は次のとおりである。

滝川市街地区連合会長

就 任 退 任

初代 照本 市蔵 昭和三六年三月三〇日〜昭和五一年五月二八日

二代 柴田 棟造 同 五一年五月二九日〜現在

滝川農業地区連合会長

初代 福田 義行 昭和三年五月一日〜昭和四五年三月三一日

二代 宮崎 久男 同 四五年四月一日〜現在

江部乙地区連合会長

初代 吉岡 重信 昭和三九年二月二九日〜現在

中空知地区納税貯蓄組合連合会長

初代 照本 市蔵(滝川) 昭和四二年八月一九日〜昭和五〇年五月二五日

二代 上村徳治(新十律川) 同 五〇年五月二六日〜現在

注 中空知地区とは滝川税務署管内の滝川・芦別・赤平・砂川・歌志内・奈井江・新十律川・上砂川・浜益の五市三町一村である。

第二節 納税貯蓄組合名

昭和五十四年一月末日現在の組合名・組合長・組合設立年月日・組合員数を掲げると左のとおりであるが、現在の組合設立年別数は次表のとおりである。

組合区分	26年	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
市街地区	1													
農業地区		16	4	6	3	10	4	6	7	6	3	4	1	
江部乙地区														6

〔事務報告〕

53年	52年	51年	50年	49年	48年	年度		区分
						組合員数	納税者数	
51 2,039 1,438	49 2,040 1,367	49 2,011 1,376	48 1,982 1,402	48 2,033 1,460	47 2,057 1,441	組合員数	納税者数	市街連合会
48 1,250 990	49 1,325 994	49 1,332 991	49 1,317 1,098	49 1,639 1,081	49 1,632 1,124	組合員数	納税者数	農業連合会
85 2,102 1,588	87 2,180 1,570	88 2,240 1,644	88 2,128 1,894	88 2,310 1,943	88 2,349 2,056	組合員数	納税者数	江部乙連合会
6 226 174	6 238 155	7 242 157	7 239 160	7 226 158	7 218 155	組合員数	納税者数	その他職域
190 5,487 4,144	190 5,617 4,190	191 5,783 4,086	193 5,825 4,168	192 6,208 4,642	191 6,256 4,776	組合員数	納税者数	計

納税貯蓄組合現況調（各年度末）

職 域	組 合 名	組 合 長 名	組 合 員 数	設 立 年 月 日
米倉	第一興商	米倉孝子	三一七	二九・二・一五
農	農協	皆上純	三二	三二・五・三一
消	消費協	佐藤東助	一八	二八・三・三〇
市	市役所	今井定利	三三	三〇・三・三一
組	役所	高木正義	一〇八	二七・七・四
六	六丁	鈴木昌夫	二九	二六・九・三〇
黄	金の団地	古賀昌夫	三一	二七・三・二八
一	一の団地	藤田清	五	四一・一・二七
駅	駅前	松山智与治	三六	五〇・一・一

なお、単位組合としての仕事は次のように行われる。
 組合ではお互いの協力によって、税金の完納をめざしているもので、①納税準備預金をとりまとめて、金融機関に預け入れる。②各税の納期を組合員に周知したり、納付書などを一括して金融機関に納税を委託し、納期限までに完納させる。③納税や貯蓄に関する知識と納税思想の普及啓発をはかり、組合連合会や税務機関との連絡を密にし必要に応じて税の説明会、懇談会などを開く。④組合加入を促進するなどである。

第三節 滝川税務署

大正十年十月一日、旧空知税務署管轄の一部と旧札幌税務署管轄の一部を分轄して、滝川税務署が滝川町本通り東五丁目に設置された。

管轄区域としては滝川町・芦別村・砂川村・歌志内村・江部乙村・新十津川村・浜益村に雨竜郡の全町村である（注 現在の赤平・奈井江・上砂川を含み、雨竜郡は深川・妹背牛・秩父別・多度志・雨竜・北竜・沼田・幌加内・音江）。

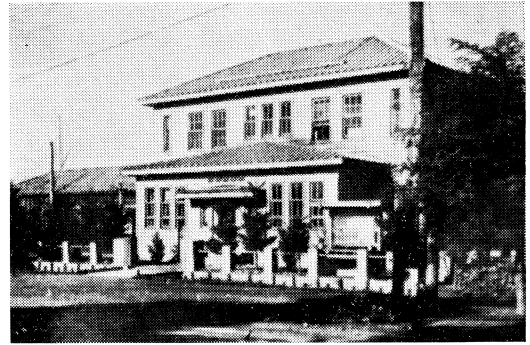
昭和四年八月十六日木造一部二階建の庁舎を空知通り北二丁目（現在の猪股興産ビル付近）に新築移庁した。
 昭和二十二年八月一日深川税務署が新設され、雨竜郡区域を分離した。昭和二十七年八月一日三課九係制、昭和三十一年九月十日四課制となった。昭和三十五年度末職員数七八名である。



滝川税務署



旧滝川税務署



前滝川税務署

昭和三十九年十二月二十日鉄筋コンクリート二階建の新庁舎を大町二三四番地（二丁目八番十四号）に建築移庁した。

昭和四十二年七月一日五課制、同四十六年七月一日二課三部門制、同四十七年七月十日二課四部門制、同四十九年七月八日一課五部門制となり、現在の管轄区域は滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町、新十津川町、浜益村の五市三

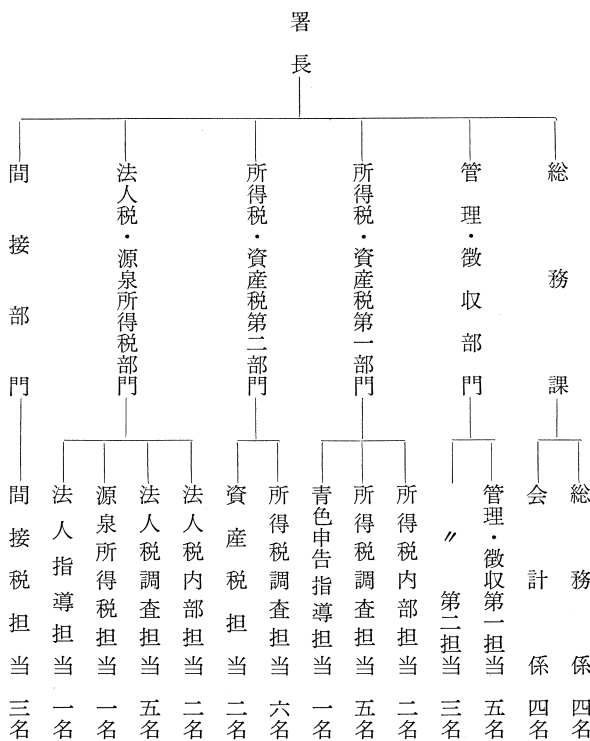
町一村である。

庁舎概要

種類	構造	造	建築床面積	延面積	建築年月日
庁舎	鉄筋コンクリート二階建	四七〇・	八八八・	昭和三九・一二・二〇	
分室	木造モルタル平屋建	四一・四〇	四一・四〇	四四・一二・五	
物置	プレハブ平屋建	一九・八七	一九・八七	四〇・一〇・三〇	
車庫	同	三〇・二四	三〇・二四	三九・一二・二〇	
車庫	同	三〇・四六	三〇・四六	四八・八・二三	

敷地面積 二、三二三・九六平方メートル

事務機構（職員総数五一名）



歴代署長

氏名	就任年月日	転退年月日
江重太郎	大正一〇・一・二	大正一三・一・二
本庄良如	同 一・二・二	同 一・二・二
鈴木徳夫	同 一・二・九	同 一・二・九
江藤慶一郎	昭和四・一・六	昭和四・一・六
芳村小兵衛	同 六・一・三	同 六・一・三
工藤利三	同 八・一・一	同 八・一・一
吉川三三	同 一〇・一・一	同 一〇・一・一
中畑三三	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
本野富徳	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
本庄徳次	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
永松甚	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
富松甚	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
野田博	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
長野博	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
渡辺金之助	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
篠田周治	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
千原忠一	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
宮原正	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
佐藤光	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
藤江敬	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
渡辺秀	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
朝比奈	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
菅原耕	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
佐藤宏	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
上野憲	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
前田孝	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
寺田悦	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
藤森信	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一
現	同 一〇・二・一	同 一〇・二・一

